

宜議第482号
令和6年1月29日

議長
呉屋 等 殿

福祉教育常任委員会
委員長 伊佐 文貴

委員会審査結果について（報告）

第451回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期間 期日	会議 月日	備考
令和5年 6月14日	令和5年 6月14日	請願第4号、請願第5号
令和5年 6月15日	令和5年 6月15日	議案第43号、議案第44号、請願第3号、 陳情第16号、請願第1号、請願第4号、 請願第5号、陳情第1号、陳情第5号、 陳情第7号、陳情第8号
会議日数 2日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第43号	移動図書館車両購入に係る物品の取得について	令和5年 6月13日	令和5年 6月15日	同意 (全会一致)
議案第44号	宜野湾市民会館施設改修工事(機械設備)請負契約について	令和5年 6月13日	令和5年 6月15日	同意 (全会一致)
請願第1号	沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
請願第3号	福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願	令和5年 3月3日	—	閉会中の 継続審査
請願第4号	「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願	令和5年 6月13日	—	閉会中の 継続審査
請願第5号	教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願	令和5年 6月13日	—	閉会中の 継続審査
陳情第1号	学校における子供の健全な育成を求める陳情	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第5号	母子生活支援施設設置について	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第7号	令和5年度福祉施策及び予算の充実について	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第8号	带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情	令和4年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情第16号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情	令和5年 6月13日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和5年6月14日（水）1日目

午前10時00分 開会

午後 0時29分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐文貴	副委員長	屋良千枝美
委員	棚原明	委員	松田朝仁
委員	座間味万佳	委員	山城康弘
委員	伊佐哲雄	委員	岸本一徳

○欠席委員（0名）

○説明員（3名）

指導部長	松本勝利	指導課長	新川健次
指導課 指導担当主幹	比嘉祐一		

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊佐直樹
------	------

○審査順序

請願第 4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

請願第 5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願

第451回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和5年6月14日（水）第1日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

○伊佐文貴 委員長 請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より請願書の読み上げを行います。事務局、お願いします。

（事務局朗読）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。

（「ちょっと休憩もらう」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 休憩します。（午前10時05分）

○伊佐文貴 委員長 再開します。（午前10時07分）

○伊佐文貴 委員長 質疑ありませんか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 請願の趣旨の1と2について、働き方改革というのは、当然、昨今報道等で盛んに言われているので、改革の必要性はほとんどの人が感じていると思うのですが、フッ化物洗口によって、先生方の業務負担、そういうのがいかほどのものなのかというのがちょっと気になるというか、一体どうなのかということについて、少し、御存じであればお答えを。

2番目は、安全性の観点からということで、安全性に疑問が薬品を使用する医療行為というふうな文言がありますけれども、盛んに本会議場でも医療行為であるのか、あるいは医療行為ではないのかという議論がありますけれども、そこに対する考え方をお聞きしたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。質疑のほうとしては、働き方改革等の中から、フッ化物洗口に対する教諭の負担はどの程度かというところでございますが、まず平成29年度に導入をして、検討を踏まえて、テスト的なケースで実行し、平成29年から令和2年度の最初の頃まで実施をしてはいたのですが、先ほども少し挙げましたとおり、コロナ禍の影響で令和2年の7月以降は、今年度のところに向けては未実施の状況です。休止しております。

この負担の部分に関しては、フッ化物洗口の部分に関しては、毎日法というのと、週1回法というのがございまして、週1回の対応で大謝名小学校にて実施しておりました。薬品の準備等は、学校歯科医の方の御協力をいただいて、顆粒タイプの薬剤から溶液に薄めて実施しておりまして、所要時間に関しては歯科医の

ほうの準備から実際の片づけまでは約30分程度、その中で教員のほうは、保健担当の委員の児童のほうがおりますので、そこを配布して、ぶくぶくうがいをするところを確認するような内容でございます。

もう一点、医療行為かという確認の部分に関しましては、これも先ほど来、平成元年に学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願等で、こちらも……

(「令和元年」という者あり)

○指導部次長 失礼しました。令和元年です。沖縄県教職員組合の中頭支部から同様な形の請願等なされて、先ほど山城委員からもあったような形で、賛成が少数で承認されないというところがあって、その中でも多分御説明しているかと思うのですが、こちらのほうにおいては、過去の国会の答弁において、フッ素の安全性に関する質問主意書の国会答弁において、この学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品を、その使用方法に従い溶解希釈する行為は、薬事法、薬剤師法に抵触するものではないという答弁で、医療行為ではないという見解が出ているというふうに認識しております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 最初の答弁の中で、希釈は歯科医がやっていらっしゃる。児童の中に何とか委員。

(「保健委員」という者あり)

○伊佐哲雄 委員 保健委員の子供たちがいて、その子供たちが教室まで希釈された溶液を持ち込む。それを紙コップなんか入れるわけです。それを児童に配って、あとは、先生はそれを何するのですか。

○指導部次長 それを見守っている状況です。確認です。

○伊佐哲雄 委員 いうことは、1分間、その前に、用意なのか何か分からぬけれども、準備してみたいな感じで、代わりに水でうがいをする子もいるということを知っておりますが、要は先生が、皆さんいいですかで号令かけてか分からぬけれども、1分間やって、それを回収するのは子供たちでしょうか、ティッシュにくるめて、ティッシュをコップの中に入れて、それを回収して、廃棄する。廃棄するのはそれぞれ子供たちが。

○指導部次長 先ほど申し上げたように、3年間もちょっと休止しているものから、基本のごみ袋等で回収等をして封をして処分をされるかというふうに認識しております。

○伊佐哲雄 委員 となると、週1回、大きな業務負担になっているのかなというのは、先生方の精神的なものはあるのかもしれないけれども、その辺は当局として先生方からの反応などを聞いていらっしゃるのでしたらお聞かせ願いますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。令和2年の1月実施ですので、令和元年度の中でも既にもう大謝名小学校では実施していたものですから、そこに対して教職員のアンケートをその時点で取っております。その中で、やっぱり気になる点というところは幾つか挙げられてはおりますが、やはりこのフッ化物洗口の効果的なものも多分御理解いただいていると思ひまして、申し上げますのは、そのときに次年度以降もフッ化物を継続したほうがいいかという問いに対して、22人の職員にアンケートを取っておりますので、そのうち13人は継続したほうがいい、9人はどちらとも言えないということで、回答が上がっておりますので、その部分でこのフッ化物洗口の意義自体は御理解いただいているものというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 2番目の医療行為で、国会答弁で医療行為ではないという、これは厚労省の専門家の御意見ということで認識していいのですか。国会だからそうだと思うけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。こちらは、物理的な答弁ではございませんが、令和5年1月に、文部科学省から、学校におけるフッ化物洗口についてという通知が出されております。この中で、このフッ化物の洗口の安全性に関しては、誤飲等も懸念される中というところがあって、そういったところで、フッ化物洗口液については1人1回分の全量を誤飲した場合でも、直ちに健康被害が発生することはないと考えられていることから、安全性は確保されているというような形で、国のほうから通知がございますので、基本的に安全は立証されているというふうに理解しております。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。以上です。

○岸本一徳 委員 これ私、昨日調べたら、長崎市のQアンドA、よろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 長崎市のたしかこれ、フッ化物洗口の、いわゆるホームページ上にあるQ&Aなのですが、長いところから、クエスチョンの12からクエスチョンの31まであるのですが、本当に事細かく、今言っていた、伊佐哲雄委員が質疑していた、いわゆる安全性のことについてですが、「フッ化物は劇薬であると聞きましたが、使用しても問題ありませんか」という、この問いに対して、「この劇薬という意味は、薬事法で該当する薬品を示します。虫歯予防に用いられるフッ化物化合物やいろいろなものがありますが、主にフッ化物ナトリウムが多く用いられております。このフッ化ナトリウムの粉末そのものは、薬事法上劇薬に該当しますが、処方どおりに溶解して、その濃度がフッ化物として1%、これ1万ppm以下のものは、普通薬として扱われます。したがって、家庭や学校、幼稚園で専門家以外の人を取り扱っても何ら問題はありません。ただし、その溶解の溶かす作業や保管に関しては、十分に注意する必要があることは言うまでもありません」というQアンドAというのがあります。これで、このとおりにやっていたら、納得ができるのですが、要はその劇薬に当たる粉末とかそういったものの保管の状況とか、それから取扱い、取り扱う方が、いわゆる歯科医師の方がそれをやって、希釈した、薄めたものを、いわゆる子供たちに持っていくいろいろな作業があるというふうに認識をしているのですけれども、その間で、学校に保管しているのか、それともこの歯科医師の先生がわざわざ持ってきて、そこで初めて希釈されるのかとかというふうな、学校での取扱いの安全性みたいなものがちょっと説明の中では、今までの中ではちょっとなかったような気がするのですが、そこら辺のいわゆるマニュアルとか手順書みたいなものを資料で出せるの。それも含めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 先ほど申し上げました大謝名小学校で実施していたときの実施方法に対する手順書がございますので、後ほど提出したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次長、確認をしたいのですが、いわゆるこの粉末から、フッ化ナトリウムですか、それをいわゆる、これはこの状態では劇薬なのだけれども、それを希釈して薄めて溶解して溶かして、いわゆるうがいをするために作成をするというか、作ると思うのですが、これについては、歯科医師の先生が希釈はする。最初に扱うのは、その方で、養護の先生とか、それからいわゆる通常担任の先生とか、一

切そういうものには関わらないのですか。単に作られたものを運ぶとか、それからまた注意をちゃんと子供たちに流しながら、うがいをさせるというふうなことなのか。この辺のことについてもう少し詳しく御説明いただけたらと思います。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 過去に大謝名小学校で実施していた際には、先ほど申しあげました顆粒タイプの薬剤に関しては、学校歯科医、歯科医師のほうで管理をしております、学校のほうに使用量を持ってきていただいて、希釈をし、その希釈の状況の中で養護教諭、あとは教員、先ほどの保健委員の各児童のほうで配布等して、教員及び養護教諭に関しては、基本的に見守り的な形で実施しているというふうに確認しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一つ、この劇薬に当たるこの粉末の、言わば希釈する前のフッ化物ナトリウムですか、顆粒になってるやつというのは、これの保管の仕方というか、どのぐらいの量を学校に置くの、それとも歯科医師の先生が持ってきて初めて希釈するということなのか。ここら辺の説明がなかったような気がする。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 児童生徒数分の顆粒タイプの使用する薬剤のほうに関しては、歯医者の方で、歯科クリニックの方で保管等をしておいて、使用する際に必要量を学校のほうに持って行って、それを薄めて希釈して使用する状態に持っていくというところを学校歯科医のほうで実施しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一度確認します。要するにその劇薬に当たる希釈する前のフッ化物ナトリウムというのですか、顆粒状態になっているやつは、歯科医師の先生が管理をして、持ってきて、作業するということであって、要するに養護教諭の保健室にそういったものが保管をされているということではないわけですね。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 先ほど岸本委員から確認があった、今現時点のものなのですけれども、その分に関しては学校歯科医が保管等をして対応してございます。なので、直接その顆粒タイプのものを養護教諭とかが直接触れるということはないというふうに理解しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、皆さんの中ではもう分かっていらっしゃると思うのですが、希釈する、いわゆるどのぐらいの量なのか、1杯飲んでも大丈夫だよというふうなこともさっき指導部次長から説明ありましたが、この辺の誤飲をしてもなぜ大丈夫なのかという説明というのは、例えば父兄とか、それから子供でも高学年だったら理解ができるのかなというふうに思うのですが、その辺の徹底というのはもちろん、大謝名小学校あたりでは、もう既にそういう理解はちゃんと深まっているのだという認識でよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。保護者説明等、教員等にもその手法の説明等を、内容を理解していただいて、保護者から了承いただいて実施をしてございますので、すみません、今手持ちのほうで、この量的なものはちょっと確認がちょっとできないのですが、今後も不安をお持ちのやっぱ

り教員等もいらっしゃいますので、その内容等を、今回、学校歯科医のほうでさらにまた大謝名小学校で説明等をして、今回、令和5年度の当初予算でも今計上いただいておりますので、大謝名小学校の再開に向けて、その辺もまた養護教諭から各教員等に説明等をしていただいて、再開に向けて今作業を進めているところではございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 大謝名小学校が実施していて、その次に志真志小学校がたしか学校で取り組みたいというそういう意思表示があったように聞いているのですけれども、もちろん今、コロナ禍の中で、要するにまだ実施には至っていないという認識でよろしいのかお伺いします

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 令和元年度に検討等をして、委員おっしゃるような形で志真志小学校の拡充も検討したところではあるのですが、皆さんも御承知のとおり、コロナの影響で実施できないまま今現時点で来ている状況です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 子供たちは、アレルギーであるとか様々、個々のいわゆる体質とか、いろいろ違うと思うので、親が心配して、この子にはこれをさせないでくれというそういう子供もパーセンテージ的にはどのくらいいらっしゃいますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平成30年度、令和元年度にその意向状況の調査の中で、在籍数561人に対して希望したのが528人おりました。その中で33名希望しないということで、岸本委員がおっしゃるような形で、アレルギーであったりとかということかどうかというのは分からないですけれども、基本、94.1%の方が希望をしていた状況でございました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 山城委員がこのフッ化物洗口で、他県では長いこと続いているところは虫歯が少ないですと、こういう効果について訴えられているところもありましたけれども、これは教育委員会としては、いわゆる県内であるとか県外であるとかそういうものというのは、資料的には持ち合わせていますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。まず、効果の部分に関しましては、ちょっと今手持ちには持ち合わせていないのですけれども、新潟県のほうがかかなり全県的で実施して、新潟県においてはですけれども、虫歯のう蝕率でしたか、というところは低いという実績は上がっておりますので、そういったところからすると、効果はあるというふうに理解しております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほど指導部次長の答弁の中で、大謝名小学校の先生方にアンケートを取って、22人の先生方から、そのうちの13人が継続したほうがいい、9人はどちらとも言えない、判断がつかないというようなことなのかと思うのですけれども、今回の請願書に添付されている資料を見ますと、中頭地区養護教諭会、フッ化物洗口に関するアンケートについての集計ということで、2番目に、学校現場でフッ化物洗口行うことについてということで、これ本当にショックを受けたのですけれども、ショックというか、賛成であるが

ゼロなのです。反対であるが44、反対だが仕方がないというのが1人、合わせて45名、あと2人が、どちらとも言えない、その他ということで、圧倒的にフッ化物洗口を学校で行うべきではないという結論づけているように思うわけなのです。これは、アンケート、教職員がアンケートを取った結果ですから、これはもう信じる以外ないと思うのですけれども、この先生方が沖縄の子供たち、児童生徒の歯の状況、口腔衛生の観点から、この状況というのを把握していらっしゃる中での回答なのかということがちょっと気になるのです。

これは、岸本委員は新潟県の話をしたけれども、北海道、これちょっと古いデータなのですけれども、北海道も同じように虫歯が多い。そこの治療をちゃんとされていないというような課題を抱えているようで、同じようにフッ化物洗口に取り組んでいるということなのですけれども、このデータの中に、沖縄県が右端に入っているわけです。虫歯の本数、12歳のむし歯の本数って3.1本、さっきあった新潟県が0.8本ですから約3倍虫歯が多いという結果が出ていて、さらにフッ化物洗口をすることによって、特に乳歯から永久歯に生え変わる頃、永久歯に生え変わったこの頃の永久歯というのは物すごいエナメル質が弱くて、虫歯に罹患しやすい環境にあるらしいのです。その頃にきちんとその管理をする、虫歯にならないようにしておくということは、一生の宝になりますよということで、私、ちょうどその頃、歯医者さんに通っているときがあって、その歯医者さんに個別にいつも投げかけていたら、今のようなお答えが返ってきたわけです。特に小学校3年までの時期、この時期にきちんとむし歯予防することによって、今後のこの人の人生が、大げさに聞こえるかもしれませんが、この人の人生が変わっていくというようなことをおっしゃっていたのです。だから、フッ化物洗口はぜひ取り入れたほうがいいよという結論づけでありますけれども、先生方もお父さん、お母さんであったり、場合によっては子供の頃の歯磨きをちゃんとやっていけばよかったというふうに思っている先生方もいらっしゃるはずなのですけれども、本当にこの先生方が、かわいい教え子たち、子供たちの歯の健康というのを考えるならば、少なくともゼロというのはないのではないかなと思ったりするので、本当にこれが事実であれば、もう議論なんかする必要はないですね。逆に教育委員会としては、どのように考えたでしょう。答えにくい。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。6月に沖縄県口腔保健支援センターというのが県のほうに設置されているというところでチラシのほうをたまたまちょっと見かけたのですけれども、その中においては、令和3年度のこの12歳児の1人の平均虫歯、経験歯数というのが、やっぱり沖縄県、全国平均にしても約2.5倍、全国0.62のものに対して1.6というところで、沖縄県ではかなりむし歯のほうが多い地域であるというふうに理解しておりますので、宜野湾市においても同様な状況があるのかなというふうに理解しております。

ただ、やっぱりフッ化物洗口を使うというところで、こちらの福祉教育常任委員会のほうでも令和元年度に同様な請願等が出されて、そのことで安全性の確認はされているのですけれども、やはり不安をお持ちの方というのは完全に払拭できないと、その中で先ほど伊佐哲雄委員から御指摘があったこのアンケート調査の結果が、その部分が、現場のほうで実際に実施するかは、先ほど岸本委員のほうにも御答弁述べたのですけれども、確認する側で、精神的な負担のほうが少しちょっとかかっているのかなと、そういったところでこのアンケート結果が出ているかと思しますので、ただ教育委員会といたしましては、この新潟県で出ているこの虫歯の予防というのは、フッ化物洗口で全て虫歯が防げるものではなくて、あくまでも適切なやっぱり歯磨きをして、やっぱりこの間食、甘いものの取り方であったり家庭の影響とか、それを補うものとして

フッ化物洗口があると、この3つを上手に組み合わせることによって、虫歯の予防をすることが可能になりますので、教育委員会といたしましては、様々な協力とか御理解がないとちょっと難しい部分がありますので、今現時点では、大謝名小学校で、過去のほうに実施して、再開に向けて今進めているところでございます。

○伊佐哲雄 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 少しでも提案というのか、確認ですけれども、今、皆さんが話したように、希釈した場合の安全性に関してはもう確保されているとことが国会答弁の中であったということを行っていますけれども、それと、医療行為ではないということで、それもないということでもよかったのですよね。そういったことがあって、この教職員にフッ化物洗口を学校で行わせないということの請願について議論していますけれども、そもそもこの教育委員会は、働き方改革の中で業務削減、残業とかを減らそうという動きで動いていますけれども、根底にあるのは、教育者のプライドとか自尊心、教員というのは、先ほど伊佐哲雄委員が言ったみたいに、愛する子供たちのために、プライドを持って、子供、一番下から3行目ぐらいになるのですけれども、教職員の子供たちに生きる力を育成する大切な職務があってというような、ここに注目していただければ、教職員がプライドを持って子供たちの未来力というのが必要だと思っていたのです。今、いろんなところで議論されているのが、もう残業代、給特法の問題、疲弊している世の中、コロナの負担が大きかったと言うのですけれども、今気づいていることを解決するために、もっと掘り下げて、根本にあるものは、未来を見据えて、今気づいた人の責任で、教職員というプライドを持って事に当たるものがどこにも反映されていないと思うのです。今これを蹴ってしまうと、このコロナが収束に向かっていく中で、次から来る子供たちのために蓋を閉めることにならないのかなと、先ほどのアンケートの中でも、13名の教員は継続したほうが良いということもあります。もう先ほどゼロの話もあったのですけれども、もうゼロであれば議論する必要がないと思うのですけれども、やはりこの未来を見据えてやるという未来力がかかっているというのと、教職員の自尊心が足りない、自分が教員とする誇りを持っていないというのが欠落になっていると思いますので、即座にこれを中止するというのはいかがなものかなという疑問があります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 松田委員の所見という形のことに對して、我々のほうとしても学校歯科医の御協力をいただいて、やっぱり児童のほうに、虫歯をできるだけやっぱり抑制していくということが大事なことだと思いますので、そういったところを歯科医とも連携しながら、教員の皆さんに御理解いただいて、沖縄県内においては、先ほど申し上げたう蝕の率が高いものですから、それを低減できるような形で、この事業を再開に向けて取り組んでいるところでございます。

○松田朝仁 委員 ぜひお願いします。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私のほうから少しだけですけれども、今回請願についてのことなのです。趣旨を見ると、働き方改革の観点からこれアンケートを取っていると思うのです。だから、ゼロではないかなというところなのです。要するに、先生たちは残業したくないわけであって、そういうアンケートを取ればゼロというのは出てくるのかなと思っているのです。平成30年の宜野湾市で行われた一般質問の会議録を見ますと、屋良千枝美副委員長が質問しています。その中に、今回話したものが全部載っていて、沖縄県はやはりワースト、

17年連続で全国ワースト1位を続けていると、やはり虫歯の保有率も高いというところから、そういうフッ化物の導入というのが入ってきたということです。これは、指導部長の答弁なのですけれども、全国1位の先ほど話した新潟県は、36年前からフッ化物洗口を開始して、現在まで健康被害もないという形の答弁がされています。

大謝名小学校においても、94%の希望者をもって実施しているという答弁がありますので、ぜひこれは皆さんのほうでも進めていただきながら、いろんなまた、あれですよ、希望者はまた募る形になるのですか。今回新しくする場合に関しては、そこをちょっと確認したいなと思っています。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。保護者に関しましてはやっぱり実施する前にその意向を確認して、それを置いて丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ぜひ前回が94%の子供たち、また保護者が希望したというところでもありますので、それを、保護者にまた丁寧な説明をしてもらって、ぜひ進めてもらいながら、今回のこの請願についても、やはり、働き方改革では、先生たちの仕事の量が増えるものだからという部分も、やはり僕たちもちょっとまた勉強しないといけない部分なのかな、やはりそれを減らすためにどうしたらいいのか、それはどういうふうな形で学校に反映して、県内ワーストとならないような形も考えないといけないのかなと思っています。以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 私からも何点か質疑させてください。先ほどおっしゃっていた新潟県で36年前からというふうにお話、長年されているということで、このフッ化物洗口も子供たちの虫歯を防ぐという気持ちからのスタートなのかなと、導入なのかなと思っているのですけれども、36年前からやっている新潟県では、大人になっても虫歯の平均減っているのかな、子供のときだけでももちろん歯を大事にすることでも大事なのですけれども、これは歯を大事にしていく、将来に向かって歯を大事にしていくことなのかなと思っています。大人の虫歯の状況というのもちょっと確認したいなと思っています。というのは、週に1回、子供たちにフッ化物洗口させていくということもあるし、この請願の中には歯を磨く習慣を身につけることも大事なのかなというふうな意見もありました。さっきお話しされていたように、新潟県と同じフッ化物もやりながら甘いもの食べ方であったり、あと歯を磨く習慣ということも含めて、トータルで3つの方向からというふうなお話をされていたので、大謝名小学校で以前やっていたとき、フッ化物洗口以外にどういった歯を磨く習慣というのをつけるような指導をされていたのかということも併せて確認をしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。新潟県の大人の歯の状況というところなのですけれども、すみません、それ今ちょっと持ち合わせてございません。ただ、先ほど紹介したこの沖縄県口腔保健支援センターの中で、8020、80歳で20本の歯を持ちましょうというところで、そういったところが全国51.2%に対して、沖縄県39.7%としてありますので、やはり子供の頃の虫歯の影響がそういった大人の状況まで引き続きやっぱり懸念される材料はあるのかなというふうに理解してございます。

また、従前のやっぱり方法というのは、フッ化物洗口に頼るだけではなくて、大謝名小学校においても、給食後、歯磨きとかうがいをしていたというところで理解はしてございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今回、導入の中で、もしフッ化物洗口だけではない、効果検証というのをするのであれば、フッ化物洗口を週に1回やっている子と、やっていない子、でも一緒に毎日給食食べた後に歯を磨いた子の場合に、フッ化物を導入した子としていない子、同じ環境でそれだけが違うという条件での効果検証というのであれば、やっぱりフッ化物洗口ってすごく違いが出てくるのだなというのも分かるのですけれども、そういうデータとかというのがありますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 学校においてなぜこのフッ化物洗口をするのかということ、やっぱり虫歯を予防するために実施している場であって、この部分で確かに効果測定は必要かとは思いますが、大謝名小学校の中でやる子、やらない子でう蝕の状況を把握するところまではしてございません。

ただ、先ほど来お話ししているように、新潟県の状況を見ると、やはり実施しているところが虫歯の状況が少ないというところは、やはりフッ化物の洗口だけではないとは思いますが、そういった効果は一定程度あるというふうに理解しています。

また、国のほうからも先ほど申し上げたとおり、フッ化物洗口に関する通知、沖縄県においてもこのフッ化物洗口に関するマニュアル等を作成して、先ほど岸本委員がおっしゃったような、長崎市の事例ではないのですが、その中でQA等も提示して、その効果等を、また安全性とかもそのQAの中で記載等もされていますので、決してその効果がない事業ではないというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願いたします。この中頭教組、沖教組の中で支部のほうからの資料、陳情が出ておりますが、やはり養護教諭の方々のアンケートについてのものがこういうふうな形で反対であるということの人数が多いということが資料として出されておりますが、やはり私も養護教諭の聞き取りの中で、やはりもろ手を挙げてフッ化物洗口には賛成するということはなかなかいっしやらなかったというのが実情ではあったのです。そのときに子供たちの学校内でのフッ化物洗口をできるだけやらないようにということと、それとやはり新潟市のほうでもフッ化物洗口で虫歯予防をすること、それと特に歯の治療、歯のチェックというのは徹底されてこの新潟市はされていると思います。学校現場のほうでも歯磨き指導というものがしっかりなされて、その3つがしっかりやられていくからこそ、虫歯はかなり少ないというのがあると思います。

ですから、劇薬であるとされているフッ化物洗口だけに頼るのではなく、私はやっぱり新潟市のように、歯の治療などの指導、そしてチェック、そしてまた歯磨きのブラッシング指導というものもしっかり身につけさせてあげるといのが大変大切ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。学校現場でやっぱり歯磨きの指導というのは大変難しいことなのではないでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質問にお答えいたします。屋良委員からも御質疑等ありましたとおり、やはり学校の中だけで虫歯を予防するということではないと思っております。その中でフッ化物洗口というのが予防の3要素として挙げられておりますので、フッ化物洗口することによって、保護者のほうも歯の理解とかが高まって、虫歯の治療のほうにつながったとかという御意見とかもあったかというふうに理解してございます。

ただ、コロナ禍の前までは、うがいと給食後の歯磨きはしておりましたので、そういったところもやはり学校だけでできる部分に関しては、やっぱりこの昼食時間でありますので、残りの放課後とかのおやつを取り方であったり、毎朝、あるいは夕食後の歯ブラシとかは各家庭のほうでやっぱり理解して実施していただかなければ児童の歯というのは守られないと思いますので、そういったところも、我々は教育委員会としてこの部分を進めてございますが、本来、保健衛生の部分に関しては、健康増進課もございますので、そこから資料提供等もいただきながら、歯の健康とかトータルの健康も含めて、ちょっとこれは保護者に対して適宜周知等も行っていきたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。以前は、この歯ブラシの仕方やブッシングのやり方というものが医師会のほうからの指導とか、そういうものがあったと思いますが、行政としてもそういう学校現場に歯ブラシの指導、そして学校で歯磨きを行うということの指導というものまでは入り込んでできるということはあるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。すみません。今ちょっと、先月、大謝名小学校にお伺いしてこのフッ化物洗口の再開に向けてお話をしたときに、少しうがいか歯ブラシにおいては、やっぱりコロナの影響がかなり感覚として重く受け止めておりまして、学校のほうでも再開に至っていないというところはお聞きしております。

学校歯科医がおりますので、多分ブラッシングの指導等はしているかと思いますが、すみません、ちょっと今その部分の確認がちょっと取れておりませんので、申し訳ございませんが、また後ほどちょっと確認したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 こういう形でフッ化物洗口をモデル的に大謝名小学校が行っておりますが、やはりこういうことを進めていくのであれば、本当は宜野湾市としては虫歯ゼロ、子供たちの歯は健康であるということの、そういうことも含めながら指導を徹底しながらやるべきだと思うのです。ですから、私、ただそういう薬物に頼るのではなく、また子供たちの成長を考えるのであれば、それは歯ブラシの指導なども取り入れながら、宜野湾市はそれ徹底していくということをやらないと、これ養護教諭の方々が納得をしないと思うのです。

それと、できればこの養護教諭、宜野湾市の各学校おりますので、養護教諭こういうふうに反対の意見が出ているのであれば、市内の養護教諭がどういう考えをお持ちなのかということの調査もするべきではないかと思いますが、そういう調査などを行ったのかという、最後に聞いて終わりたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 養護教諭を特定して調査等は今実施してございません。ただ、先ほども申し上げましたとおり、大謝名小学校にお伺いした際には、校長先生、教頭先生、養護の教員も含めて意見交換等をしてございますので、その部分に関しましては、丁寧に再開に向けて御説明をしている状況だというふうに御理解いただきたいと思っております。

○屋良千枝美 委員 以上です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回、この請願の中身を少し読ませていただくと、非常に不思議な文面が多々、僕の見解なのですけれども、まずこれ教職員、沖教組の教職員組合が出されている内容なのだけれども、あまりにも現場の実態を把握していない。例えば薬品を希釈することは医療行為であり、教職員が行うことではないと考えると、これ教職員が希釈しているのかという話になってくるわけ。ですから、この請願出されている方たちというのは、宜野湾市の大謝名小学校でやられているフッ化物洗口の実態をまず把握されていないことがこの文面によく分かります。

ほかにもあります。フッ化物洗口に係る業務対応をすると、本来、保健室を利用する児童生徒への対応がおろそかになることも考えられます。これ養護教員は全く、その希釈する学校歯科医がいて、側に補助としているだけであって、それも早い時間、生徒が登校するちょっと前の時間帯にやっているし、これも全く該当しないと、私視察したときの見解からすると、それと例えば中段かな、責任、学校の先生たちの責任が発生、精神的疲労を生み出すことが予想されると、責任に関しても、教育委員会がこのフッ化物洗口実施に当たっては、全責任を教育委員会が負いますと、先生方にそういう負担をかけているわけではないのですけれども、これどう思いますか、次長。この中身、実態と照らし合わせて、この請願書の中身が、この文章がこうなっていますか。教育委員会どう思いますか、今僕が指摘したこと。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。我々のほうは、今回再開に向けて、現場は見えていないところはあるのですけれども、ただ山城委員が御指摘のところの御理解いただいていない部分は多々あるのかなというふうに理解しております。ただ、令和元年度にもこういった請願が出されているので、一定数この部分に関して、この事業に関して御理解いただけない部分もあるのかなと、そういったところでこういった請願につながっているのかなと思っております。

なので、先ほど来説明しているとおり、まず我々としては大謝名小学校の現場に赴いて、校長、教頭、養護教諭の皆様にもスケジュール化手続、学校歯科医の説明等をしなが、御理解いただきながら、再開に向けてと進めているところでございます。

○山城康弘 委員 実態と乖離した文章ですから、非常にこの判断というのは、どのように判断していいかというのは、だってこれ違っていることを書かれていることに対して、そうですねとは言えないし、その辺が非常に不思議だと思う。あまりにも、例えば教職員組合であるのであれば、自分たちの先生方からの情報が入ると思うのですけれども、それも全く収集している気配もない、ですからこういう文章になっているのではないかなって、僕は思います。

だから、先ほど次長のほうからフッ化物洗口をやっている生徒は94.1%、では逆に、この請願者の沖教組の方たちというのは、親御さんも同意して、しっかりやっていくことで虫歯予防していくという権利まで奪っていきたいのですかと僕は聞きたくなる。要はやりたくない人たちは、やらないでいいではないですか。これは、皆さんもしっかり保護者にアンケートを取って、保護者がこれは適さないという方たちに関しては、強制的にフッ化物洗口しているわけでもないですし、やりたいという人たちの権利まで奪おうとしているということが、僕は非常に疑問に思います。見解をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 このフッ化物洗口事業に関しましては、宜野湾市の取組として、現時点で大謝名小学校で実施してございますので、この反対者の部分に関して沖教組のほうから逆の請願等が出されてございますが、

その部分に関しては、先ほど来申し上げているとおり丁寧に説明して、また大謝名小学校の再開に向けて、先ほど山城委員がおっしゃったような形で、過去3年間も9割以上の希望されている方がございますので、まずは御理解をいただいて、再開に向けて教育委員会としては今取り組んでいるところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 今回、一般質問で通告したものですから、この辺にして、あとは一般質問で頑張っていきたいと思います。以上であります。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前10時58分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前10時59分）

○伊佐文貴 委員長 審査中の請願第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前11時00分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時10分）

【議題】

請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より請願書の読み上げを行います。事務局、お願いします。

（事務局朗読）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 まず、請願の2に書かれています昨年度の病休者数や時間外労働の時間の状況というのは、まず教えてもらってもよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。令和元年度から令和4年度の4月から3月にかけて、時間外勤務時間80時間を超えた教職員の人数であります。小学校、中学校合計で、令和元年度が140人、令和2年度が128人、令和3年度が122人、令和4年度が117人となっております。

○座間味万佳 委員 時間外労働や病休者数。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。御承知かと思うのですが、教職員の時間外という概念がないものですから、あくまでも本来勤務時間を超えた出退勤の状況を確認した時間数でございます。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 座間味委員の御質疑にお答えします。精神疾患を伴って病休を取っている教職員数は、令和2年度が16名、令和3年度が20名、令和4年度は23名となっております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。それで、先ほどおっしゃっていた時間外勤務時間80時間を超えた教職員の人数というものに関しては、多分、何かしら教育委員会の中でも業務改善をしていくことで減ってきているのかなというふうに思うのですけれども、病休の者に関して言えば、年々増えているというところがあると思います。この増えている原因なりということを分析というか、そういうことをされているのか、お聞きします。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 座間味委員の御質疑にお答えします。学校現場では、業務のほうが整理されつつはあるのですが、授業や教材研究、それに伴ったいろいろな業務の量も精選のほうは進めてはっておりますけれども、今この病休に関しては、原因のほうが一つに絞ることが難しく、複合的な要因で休まれているというふうに、こちらのほうでは推測しております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、今現在、病休者に関しては、複合的な理由で多く増えていっているのかなということになっているのですけれども、この病休されている方を少しでも減らすためという形で、教育委員会のほうでは何かしら対策を取っているのか、それ取る予定があるのか、どんな対策を考えているのか、もしあればお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 座間味委員の御質疑にお答えします。現在、本市のほうでは、宜野湾市学校業務改善アクションプランというのを策定しまして、6月1日に制定しました。その中で、職員の働き方について取り組んでいく内容を明記しております。また、これまで本市のほうでも産業医及び臨床心理士が配置されておりますので、教職員のメンタルヘルスについては、残業時間が多い先生方とか、そういったのをチェックしながら、その産業医につなぐとかということを実施しています。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 これまでもやっぱり学校の教員のほうで負荷がかからないような形で、勤務時間外のものに関しては電話が自動応対になったりとか、あるいはノー一部活デーを設定して、教員の負荷を減らすような取組とか、そういったところを併せて実施してございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 あと、今メンタルのほうは産業医や臨床心理士のほうにつなげるというふうなお話だったと思うのですけれども、どういうふうなつなぎ方をするのかというところで、もうちょっとお聞きしたくて、例えば長時間労働されている方に対しては、教育委員会もしくは学校の校長先生のほうからちょっと受けてみたらという声かけがあるのかなと思うのですけれども、それ以外に本人から産業医に相談しやすい環境というのがあるのかなというところもちょっとお聞きします。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 座間味委員の御質疑にお答えします。おっしゃっていたように、勤務時間は、今、学校のほうでICTタグを使って管理しております。その中で80時間を超える先生方というのは、こちらのほうでも把握

しております。それを基に、学校長のほうに、このメンバーのほうを産業医とつなぎながら、産業医からも保健師を通して面談をやりませんかという形で、校長先生を通して行っております。そこで、本人の了解を得られれば、産業医につなぐということを行っております。

○座間味万佳 委員 では、本人からということは……

○指導課長 そうですね。必ず確認をして……

○座間味万佳 委員 本人から申し出る、確認を取るということではなくて、本人から面談を受けたいというようなことを進んで。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 実際には、学校のほうにも教職員のメンタルヘルスについての冊子がありますので、その中でも困り事がありましたら、このように産業医、臨床心理士がいらっしゃいますので、そこに連絡していただけるように声かけはしております。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。まず、基本は、先ほど出退勤管理の中で、長時間労働が続く方に関しては、保健師が確認し学校長を経由して本人のほうに、産業医配置等しておりますので、面談等しませんかみたいな案内もしてございます。また、労働安全衛生委員会等でそういったところからもまた保健師等常勤でありますし、また産業医2人、臨床心理士も1人おりますので、そういった方に相談がある場合は、どうしても勤務医とかでありますので、その時間帯を調整して、学校現場の教員のほうから来た場合には、その時間等を相談しながら対応もしてございます。なので、決してこちら側から一方的ではなくて、学校の教員からも相談を受けた際には、時間調整等して、面談等につなげてございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 例えば今休職されている方たちというのは、産業医の方たちの面談をされた方たちでしょうか。面談されている方であれば、産業医の方たちってちゃんとつながっているのかなというのもあるのですけれども、例えば産業医につながらずに病休という形になっているのであれば、その仕組みというのはいま機能していないのではないかなというふうに思って、ちょっと確認なのですけれども、どうでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 メンタルヘルスというのは、内部の産業医とか臨床心理士とか、そういった方々をつなぐこともありますし、また外部の機関、それぞれの先生方が御自身で信頼されてつながっているお医者さんもいらっしゃいますので、そのお医者さんと受診をしながら、実際に休職を取るという方もいらっしゃいます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 どっちもそうなのですけれども、学校にあって、学校の現場を知っている方がきっと産業医に詳しいというところがあると思うので、信頼されている外部の臨床心理士であったりカウンセラーであったりという相談も当然なのですけれども、現場に詳しい方に相談するというのも、よりいろんなアドバイスであったりというところで効果的なのかなと思っているので、どちらにつながってもいいのですけれども、学校現場の産業医というところにつながらないというところは、ちょっと不思議な私は感じもしてしまうのがあったので。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。あくまでも仕組みとして、教育委員会としては産業医や臨床心理士を委嘱して配置してございますので、学校現場の方が御相談したいのであれば、受入れいたします。ただし、メンタルの部分に関しましては、仕事のところでメンタルが病んでしまったのか、家庭の事情でメンタルが病んでしまったのかと、複合的な要因なのかとかというところでいろいろあるかと思えますので、御本人が職場のほうで知られたくないということで、個人が、自由診療ですので、かかりつけ医のほうに関わって、どうしてもやはり療養を要するというので、かかりつけ医が判断して、産業医に関わらない部分もございます。ただ、復職とか、あるいは休職前には、そういった産業医とかもできれば御相談等して、座間味委員が御指摘いただいているように学校現場もよく御存じですので、その中で試し出勤、復職プログラムとか、そういったのもアドバイスを受けながら、御相談を適宜行っております。決して産業医が拒否しているわけではなくて、様々な事情があるかと思えますので、御本人がかかりつけ医を利用したり、産業医を利用したりというところで御本人の選択であるかというふうに思っております。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。これで大丈夫です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 お願いします。請願の趣旨の中で、県の教育委員会が働き方改革推進課を設置したということで、市の教育委員会同様の会議を設置し、学校現場の声を反映していく仕組みをつくってほしいということなのですけれども、そもそも教育委員会は学校現場の先生方の声を拾い上げていくというのは重要な業務の一つだと思っているのですけれども、そういった会議を設置する云々の前に、その仕組みというのはできているとは思っただけけれども、どのような形で先生方の御意見を拾っているのか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。令和4年度から教員の働き方改革と、かなり学校現場のほうで過重な労働があるということで、市の教育委員会といたしましても、令和4年12月に、この働き方改革の検討委員会案というのを審議して、その中で先ほど新川課長のほうから答弁あったとおり、学校業務改善アクションプランを6月に設定しております。委員から御確認にあるような形で、この学校現場の声を聞くというところで、このアクションプランにおきましても、選定委員会の設置要綱を定めまして、指導課長、指導主事、小中学校の校長、教頭、あとは県費事務も構成員としてこの内容を審査して、この働き方の部分で指針とか進捗管理もしながら、この働き方改革を進めていきたいというところで、今現時点、その委員会とアクションプランを策定して取り組んでいるところでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これまではアクションプランというのがなく、必ずしも学校現場の先生方の声というのは十分に吸い上げてきていなかったというようなことで認識していいのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 そういったことではなくて、例えば施設とかで、先ほど申し上げたのですが、時間外のほうに電話を取ることなく、自動音声に切り替えたりとか、あるいは学校の中の時間帯のほうをより進んだところの改善等しているところでは、校長会とかで共有等をしながら、業務改善の部分に関しましては、これまでも取り組んでおります。

また、前年度は校長会だったかと思うのですけれども、夜間の街頭指導もあえて教員でなくてもいいのではないかというところ、業務改善の中から、そこを少しちょっと検討していただいたりとか、そういった取

組をいろいろな面から学校現場の意見、特に教員とかが直接というところではなくて、年に7回とか、教頭会で3回とか行われているところで、それぞれ取組等を紹介しながら、業務改善はこれまでも努めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、率直な意見、包み隠さない意見を述べられる雰囲気というのは、それも改正されたと思っているので、そのような形で方針ではない意見が出たところで何の意味もないので、本音のところで話できるような環境をつくっていただきたいと思います。

それから、2番目の、これが本題だと思うのだけれども、長時間労働を是正するために、この業務削減というか、具体的な計画というのがこれまでずっと言われているわけですから、当然、改善の余地があるものについてはピックアップされて、テーマとしてテーブルに上がっているのかなと思っていますが、その辺のところをちょっと具体例があれば、お答えを願います。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えします。アクションプランの内容は、大きく3つの柱でできております。1つ目が教職員の働き方に対する意識、制度の改革です。この中では勤務時間の徹底、先ほどありました、ノー部活デーとか、あと定時退勤の日を導入したり、そういった時間帯についての内容が主になっております。

2つ目のほうは、教職員業務の適正化・効率化です。この中では、今、学校のほうでは校務支援システムの活用、これを推進しております。あと、チームとしての学校というキーワードがありまして、この中で専門性に基づく方々を学校のほうに取り入れて、その組織で課題等に取り組んでいくというところを明記しております。

3つ目が部活動の負担軽減ということで、中学校の活動等の内容についての見直し等を明記しております。この3本柱のほうが主なアクションプランの内容となっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。市町村単位でなかなか難しいだろうと思っはいるのですけれども、今、この校務支援システムですか、いわゆるテクノロジー、コンピューターを活用して手書きでやっている作業をコンピューターで処理をすとか、チャットGPTだとか、我々にはちょっと理解がなかなか難しい、そういったテクノロジーを活用して、先生方の特に長時間労働の是正には有効だというようなことを聞いたことあるのですけれども、例えばマイクロソフトで何かいろいろ取組をしている、アップルもそうかもしれませんけれども、これまでなかった取組、これは県だとかあるいは国だとか、そういったところが主導しなければいけないことなのかなとも思っておりますが、これまでなかったような取組というのを取り入れることによって、効果がもし期待できるのであれば、それも市の教育委員会として提案をしていくというのかな、そういったのは必要ではないかなと思っておりますが、ここをこうしたらよくなるのではないか、いろんな改革をしているのです。学校現場でも少なからずそういったことはこれまでもずっとやってきているとは思いますが、新しい時代を迎え、古い人間がそう言うのも変だけれども、これまでなかったような取組というのは何か予定していることはありますか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えします。現在、業務改善アドバイザーとして、宜野湾市教育委

員会のほうに真志喜中の県費事務職員が勤務しております。その方がこのICTを活用しながら業務改善に取り組んでおります。今、真志喜中校区を中心として、これらを広げていながら、改善を試みながら、これを市のほうに広げていけたらなというふうに考えております。

主な内容として、例えば三者面談だったり家庭訪問だったり、そういったものの日程調整等を、これまでは担任のほうが行っていたのですが、それを業務のほうを全部一括して、エクセルというソフトを使って、事務のほうが作業を行いまして、それを一旦案として担任のほうにお渡しするという形で、これまで担任のほうが行っていた業務を少し取りまして、ICTを活用して負担を軽減していくなどの業務改善のほうを実施できればというふうに進めていこうと考えております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは、これから本格的に稼働させていくということですか。

○指導課長 そうです。

○伊佐哲雄 委員 ことでいいですか。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次長、課長、今この請願が出ている働き方改革、これは要するに、病休であるとか、先生方の休職者、恐らく戦後これだけ学校の先生方が休職をしていくという現象は、特徴的ではないのかなというふうに思うのですけれども、できれば次長、その根拠、新聞でもいいですし、県の資料でもいいですし、例えば今育休とか産休とかというの、これは病気ではないです。権利として取るものですから、病休はやっぱり働けないので休職をするというふうな形だと思ってしまうのですけれども、その根拠、漠然としているのです。今、何%とかって、休職率、那覇市ではあるのですけれども、県全体でどうなのかという、マスコミで取り上げられているのは、もうこれ全国ではないのかなというふうに思うのですけれども、一体、先生方の環境がどう変わったのかというのが、そこから見えるものはないのかなと、それからまた10年に1遍ぐらいか、指導要領の改定もあるでしょう。皆さんが一番そこが、国の動きの関心事だというふうに思うのですけれども、それによってGIGAスクールも始まりました。そういうことで、国が何かやろうとしたら、新たな改革をやろうとしたら、必ず先生方に来ると思います。だから、そういうのも含めて、なぜ先生方が大変なのかということ、沖教祖はやっぱりそういう弱い立場というか、そういう課題を解決していくためのこの請願になっているので、これは当然だというふうに思うのですけれども、社会に対してもどうなのかという警鐘を鳴らしている、出ているというふうに思っているのですけれども、その根拠を示す資料をできればいただきたいと思うのです。

それから、先ほどの学校の先生方は、残業は、いわゆる何時間残業しましたというのはないのだと、恐らく警察もそうではないのかなというふうに思うのですけれども、昔からそうなのです。それから、役所だと、次長とか管理職の人たちは、あれ何時間長時間労働しても何も反映されないと、課長といういわゆるそういう役職手当はあるのでしょうかけれども、だからそこら辺の感覚、これ法に基づいているのであれば、何かしらやっぱりそこにメスを入れないと解決にはならぬのではないかなというふうに思います。

それと、もう一つは、小中学校の先生方というのは県が採用しますので、沖縄県。私は、沖縄県の教員採用の仕方が今間違っただけという結果を生んでいるのではないかなというふうに、そういう原因もあるのかなというふうに思ったりはしております、だからそこら辺の我々が納得できる、学校の現場でこんなに苛酷なのだ、それから大変なのだという、それが原因となって先生方にもものしかかっているのかなと、そうであ

るならば学校行事を減らすべきだと思います。極端な話をすればね。子供とかに関わる勉強以外のことは、極力外していくのが子供にとっていいのか、これはまた議論の余地があると思うのですけれども、本当に何が原因なのかということ、個々の先生方は、この原因は別かもしれませんけれども、中には休職をされている方はがんの方もいらっしゃると思います。治療を受けていらっしゃる方もいるかというふうに思っております。必ずしも精神的な病だけではないと思います。そこら辺のパーセンテージも教えていただければ、少しこの請願に向き合う姿勢としてどうあるべきなのかというのが私の中にはちょっと必要かなというふうに思っております、ぜひ次長、納得させるそういう、それから残業は法的にそれありませんとか何か公務員法の中にそういうのがうたわれているのか、この根拠も少し教えていただければなというふうに思っております。たしか、警察の残業は認めないのではないかというように、僕は感覚的に思っているのですけれども、そこら辺の違いも教えていただければと思います。これが1つ目。

それから、もう一つ先ほど伊佐哲雄委員が校務支援ソフトとかと、僕は仲村教育長に一般質問やったことあるのですけれども、どのぐらいの予算かけて構築しましたかということは全然教えてもらえなかったのですけれども、答えもしなかったのですけれども、実はスズキという校務支援ソフトは、宜野湾市はかなり他市町村からとてもうらやましがられております。特に中学校は、システム改修やって、先生方がもっと使いやすいようにやっているという話も聞きました。そのシステム改修費用はどれだけであって、教育長が指導部長のときに一般質問で聞いたら教えないと言いました。秘密ですと言っていました。そんなことはないと思ったのですけれども、そういうこともちゃんと開示してやるべきではないのかなというふうに思っております、今、トランスフォーメーションで残業をなくすためのBPRとあって、ロボットに単純労働は全部、先ほど言った家庭訪問の日程組むのも、あれは単純な仕事で、あとは調整すればいい話です。だから、そういったものを、いわゆるRPAなどITでできるものは先生方にさせない、こういうものをチェックして、市の教育委員会としては、何が一番効果あるのかということアンケート取ってもいいと思いますし、そういうことを僕は研究すべきではないのかなというふうに思います。

デジタル推進室との連携も皆さんする必要があるのではないかなというふうに思います。先生方の働き方にとって、さっき言ったITの活用というのも必要ではないのかなというふうに私は思います。残業させないためにも、してもらわないためにそういうことも可能ではないのかなと、外注できるものは外注すべきだと思います。以上2点ですけれども、資料と、そこら辺の御見解がありましたらお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時45分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時47分)

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。また、こういった先ほど、全国的に言われている教員の働き方改革ですので、端的にこの部分が影響していて、この部分に改善アプローチをしたら解決できるということは恐らくないかというふうに理解しております。なので、これまでの現状等を踏まえまして、アクションプランを策定したり、こういったこの働き方改革検討委員会の中で、校長先生、教頭先生、県費職員等含めて、それらについてどのような形で改善できるかというのをコミュニケーション取りながら、教育委員会としては対応に当たりたいと思いますし、また逆に進んでいる学校のほうがあったら、ぜひそこを

提案していただいて、他の学校に広げていきたいというところも、その中でお話ししてございますので、そういうところから改善していきたいと思っております。

また、校務支援システムにおいては、岸本委員がおっしゃったような形で、宜野湾市のほうは早くから取り組んで、他の市町村から来る教員からは、宜野湾市はうらやましがられたというところでお聞きしております。出席簿や成績簿とか、そういったところも実施してございますので、ただ多額に、やっぱりこのシステムを入れる際には予算が財源も伴いますので、その辺はまたはごろも学習センターのITを担当もおりますので、そこも連携とりながら調整をしていきたいと思っております。

伊佐哲雄委員にも先ほどお話したとおり、真志喜中学校の県費職員であるアドバイザーのほうに指導課のほうにも勤務をしていただいて、先ほど御説明したとおり、この方が作成したエクセル上で作ったシステムとかも他の学校にも広げていながら、改善等を広げていきたいと思っております。ただ、やはり人口減少に伴って児童生徒数も今後減っていくかもしれないのですけれども、その中で学校の支援を要するお子さんであったりとか、そういったところの増加とか、いろんな様々な影響があつて教員のほうも負荷がかかっているかと思っておりますので、その辺は先ほど来申し上げているとおり、産業医であったり臨床心理士であったり保健師であったり、個々の相談等もしながら、教員のほうの働き方の働く環境が改善されるような形で、これまでも取り組んできたのですが、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○岸本一徳 委員 データ的なのはあるのですか。

○指導部次長 休憩でいいですか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時50分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時53分)

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 資料の請求をしたいと思うのですが、今回の働き方改革ということで、やっぱり改革推進課ができた原因というのは、やはり少人数学級の編制とか、さらに教員不足の深刻な問題というのが、これが大変重要な問題として取り上げられておりますが、今回、特別支援学級も増えてきています。そして、少人数学級の編制ということで、このクラスも増えてきているという現状があります。そんな中、あつたからこそ、教員不足というのでも出てきたのですが、本市のほうでも新学期に入って、このクラス編成するとき、5クラス編成でいくか、6クラス編成でいくかという形の中学校なども、微妙にクラスが1つ増えただけで、減るだけで、子供たちの人数が増えてくるわけです。その中で、教員不足でクラスが、本当は小学校でも3クラス編成で30人以内の学級にしないといけないものが、教員がないがために2クラスに編成になった。そして、子供たちが35人以上の1クラス編成になったというのが、新年度になったらすぐ出てくると思うのです。そういう形で、この少人数学級の編成で、これをクリアできなかった学級というのは、どのぐらいあるのかという資料が少し欲しいのですが、要するに小学校1、2年ではクラス30人ですよ。そして、小学3年生から中学3年までが35人学級の編成なのです。それを教員が足りなくてクリアできなかったクラス編成というのは何クラスあるのかという資料が欲しいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 屋良委員の御質疑にお答えします。その内容については、資料を作成してお持ちしたいと思

ます。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 自分もちょっと資料請求で、先ほど来話が出ている学校働き方改革検討委員会のそういう動きが分かるような資料があれば、私達も先輩議員はよく先生たちからもまたいろんな要望も受けたりするらしいので、宜野湾市、こういうふうに動いているのだよという話もまだできるかと思ひますけれども、ぜひ福祉教育常任委員会の委員として、少しお話もできるような形を取りたいと思ひておりますので、そういう資料がありましたら、よろしくお願ひします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の資料請求に関しては取組の経過に関する資料を提出したいと思ひます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 先ほど指導課長のほうで時間外80時間、これは何の基準値なのですか。この80時間というのは何の基準なのですか。先ほど80時間に達した場合の話をおっしゃっていましたよね。これちょっと80時間という意味がよく分からないので、ちょっと80時間に関して説明をお願ひします。

○伊佐文貴 委員長 指導担当主幹。

○指導課指導担当主幹 山城委員の質疑にお答えします。80時間というのは、今全てこの本市は出退勤管理されておりまして、在庁時間、例えば7時45分に入って退出した、この時間の合計、本来の勤務が教員というのは8時15分から16時45分までとなっています。これからはみ出た朝と夜の部分も全部足されたものの合計が80時間以上ということになっています。なので、例えば毎日7時半から来る方とかがおりますと、朝の時点で8時15分ですから45分の時間外が出て、帰るときに4時45分退庁を5時15分に帰ったら、その時点で30分不足朝の45分と足されて1時間15分の残業というような形でもう全部カウントされている形になります

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、今おっしゃっているのは、定時以外の時間外を80時間ということで設定ですよ。僕の記憶が確かだったら、2019年の給特法の改正のときの上限ガイドラインが月45時間だったと思うけれども、この80時間というのがよく分からないわけ。そのときに多分上限ガイドラインが指針に格上げされているわけ。それを皆さんがこの80時間で設定するとかよく分からないわけよ。この80時間を基準に時間外をやっているというのはどういう根拠なのかな。そこまで本来時間外させたらいけないよね。これは法律に基づいてね。その辺がよく理解できないわけ。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後0時00分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後0時01分)

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えします。恐らく山城委員の御指摘は、本来の法規的位置づけの中で80時間を超えた場合が、今なぜ教育委員会がそれを申し述べるのか、本来であれば45時間ではないかというところだと思います。その部分に関しては、今多分恐らく労基法上の位置づけの中で45時間とかというのは管理をする必要がありまして、特にまた80時間以上の時間外勤務が重なったときに、脳疾患とか心疾患と

か、そういった健康上に影響するというところで特に留意をさせられているところだと思います。

ただ、ごめんなさい、今ちょっと……

○山城康弘 委員 後でいいです。ちゃんとした資料がもしあるようでしたら、ください。

○指導部次長 申し訳ないです。この部分は厚生労働省が定めた労災認定基準が月80時間を超えた場合に、先ほど申し上げたとおり過労死ラインのところに来ますので、そういったところから、特に我々としてはこの45時間も当然管理はしてございますが、80時間のところを特に留意しているところでございます。後でまたこの確認の資料を提出したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、労働基準法の話もしたけれども、これ要するに整合性取らぬといかんわけよ。基本的には、どこの法が適用されるか、労働基準法もそうかもしれないですけれども、実際給特法の中には明記されているから、それは逆に80時間だからではなくて、45時間を基準に皆さん物事を考えていくような方針だと僕は基本的にそう思います。

ちょっと1つ聞きたいのは、職員の時間外手当というのは、これちょっと、そこの話外れますけれども、要はこれ給特法によって、これ1971年にこれ給特法で決まったわけ、そのときは、要するに時間外勤務に対しての手当はなし、それから月額基準額に対して4%の額を乗じて、要するに基本給に4%をやって、これは時間外手当も一緒ですよという形のものです、1971年にやっていると思うのです。当初のこの設定の仕方というのは、1966年だったかな、何年だったかな、このときの学校現場の実態で、月大体8時間の時間外勤務、これを基準にこの4%を乗じた設定をされているのです。そこで、このままで、もう50年以上前のもので、逆に僕はその元を改正することも検討すべきではないかというふうに思っているのです。例えば4%を省いて、これだけの状況だったら、逆に先生方に時間外手当として出したほうがいいわけよ。それは、この働き方改革とは別の議論ですから、ちょっと外れたと思うのですけれども、その辺はどんなですか、そういう話が出ない。ちょっと外れているかもしれないけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今、山城委員がおっしゃる部分に関しましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、先ほど多分申し上げました給特法の部分になるかと思えます。これは、あくまでも法的な根拠で、4%というところで教職調整額のほうが支給されているかと思うのです。この部分に関しましては、市の教育権限ではないものですから、この部分に関しましては、ただ報道等によりますと、自民党のほうからこの調整額に関しては、やはり本来と合っていないというところで俎上には上がっていますが、先ほど申し上げましたとおり、これは法律で規定されておりますので、教育委員会の中でどうこうできるものではないので、ここに関しましては、少しその状況を注視していきたいなと思えます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の請願第5号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後0時04分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後0時29分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

(散会時刻 午後0時29分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和5年6月15日（木）2日目

午前10時00分 開議

午後 2時35分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴	副委員長	屋良 千枝美
委員	棚 原 明	委員	松 田 朝 仁
委員	座間味 万佳	委員	山 城 康 弘
委員	伊佐 哲 雄	委員	岸 本 一 徳

○欠席委員（0名）

○紹介議員（1名）

紹介議員	桃 原 功
------	-------

○説明員（14名）

総務部長 次	多和田 眞満	契約検査課長	伊禮 理子
契約検査課長 契約検査係長	我如古 誉幸	福祉推進部 こども政策担当次長	浜里 郁子
児童家庭課長	玉代 勢 桂	健康推進部 次長	米須 之訓
国民健康保険課長	香 月 直 子	国民健康保険課 庶務係長	登川 恭佐
教育部長 次	真鳥 かおり	施設課長	仲 村 等
施設課長 施設担当技幹	我那覇 宗康	生涯学習課長	佐久原 昇
生涯学習課長 文化振興係長	照屋 盛 充	市民図書館 館長	與那原 類

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊佐 直 樹
------	--------

○審査順序

議案第43号 移動図書館車両購入に係る物品の取得について

議案第44号 宜野湾市民会館施設改修工事（機械設備）請負契約について

- 請願第 3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願
- 陳情第 16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情
- 請願第 1号 沖縄県に早急な PFAS 血中濃度検査等を求める請願
- 請願第 4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願
- 請願第 5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願
- 陳情第 1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情
- 陳情第 5号 母子生活支援施設設置について
- 陳情第 7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第 8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

令和5年6月15日（木）第2日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第43号 移動図書館車両購入に係る物品の取得について

○伊佐文貴 委員長 議案第43号 移動図書館車両購入に係る物品の取得についてを議題といたします。
質疑に入る前に担当課より議案第43号についての説明をお願いします。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。議案の説明をしていただきました。まず、資料をいただいた中から、物品取得内容ということで、落札金額が1,680万円ということで、入札の応札結果を見てみると、僅差ではなくてちょっと値段的にも価格的にもばらばらのような気がするのですけれども、例えば同じ仕様で、いわゆる提案もして、これだけ金額が変わるということは、例えば材料をいいものを使っているとか、それから丈夫なものにしているとかしていないとかいうそういう判断というのは、皆さんの中では、それぞれこれ改造して作るわけですから、手を加えるわけですから、その辺の判断基準というのがどこにあったのかと、この値段と、応札をしているところで2,000万円と1,770万円で、今回落札しているところで1,680万円ということで、値段的にはこちらが一番安いのかなというふうに思うのですけれども、21年たったその車両そのものの耐久力とか、そんなふうなことを見て言っているのか、それとも新車だから、値段が安ければいいというふうな判断なのか、入札の基準があると思いますので、その辺の御説明まずいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 図書館長。

○市民図書館長 御質疑にお答えいたします。今回のこの移動図書館車両なのですけれども、今御質疑の中でもあったのですけれども、いわゆるベースとなる準中型のトラックがありまして、そのトラックを改造して移動図書館車両として納入してもらおうというような形になります。ちょっと自分は、事業者の方から聞いた内容で、受け売りみたいな感じになるのですけれども、本棚、書架というものを複数個設置しますと、最大で大体1,500冊ぐらいの本を積んでいくということなので、重量がかなり大きくなると、あと全長が6メートルぐらいの大きさのものということになりますので、この車両が安全に走行するために、車検に通るようになるために様々な改造が要ると、見た目以上に、横のほうの補強だったり、床のほうの補強だったり、その辺にかなり金額がかかるという話で、これだけの金額になりますよと、あとは移動図書館車両として特徴的なのが、雨が降っても移動図書館の車両で貸出しができるように、ぱっと布状のものが出てきて、ひさしを自動で開閉できるようになっていたりするのです。あとは、油圧のステップみたいなものを利用したりとかというようところで金額が変わると。我々、この入札事業者として6事業者を選定いたしました。一番下のイズミ車体さんというところ以外は、車両のベースとなる車両のメーカーです。下のイズミ車体さんだけは、特別に改造した車両を納入する事業者として宜野湾市に登録ある事業者、この1事業者しかないので

すけれども、ということで選ばせていただきました。

金額の開きがあるというところなのですけれども、結局ベースとなる車両は幾らかというのはメーカーさんは価格は分かるのですけれども、そのあとに改造する事業者を、下請みたいない感じで出して行って、そこで改造して納車すると、この事業者のほうでどういった改造が必要なのかということについて、金額にばらつきが出てくるというような話は聞いております。

ちなみに、今回辞退だったり不参加だったり、メーカーさんは金額が合う合わないの話ではなくて、来年の3月末までに納車するのがちょっと今難しい状況があるということで、辞退があったということで、この3社は金額どうこうで辞退したということではないというふうに聞いております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。専門的なことを聞いても理解できないと思いますので、一番は安全で長くもつ車両を作っていたのかと、そう判断していると思うのです。

あと、角度をちょっと変えますけれども、財源ですけれども、一括交付金でしょう。これ80%か、あとは市債と一般財源になっているのですけれども、これ消防車両も宜野湾市は特別に認められてこの一括交付金活用できるという、財源というふうに聞いたのですけれども、これあれですか、消防車両と一緒に扱いですか。これ普通あれでしょう、沖縄振興に資するためという、皆さんの作文の作り方だと思うのですけれども、これ普通は通るんですか、ほかのところは。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 他市の状況で言いますと、最近だと2～3年前に、宮古島市のほうも移動図書館車両の購入していますけれども、こちらは一括交付金で対応しています。やっぱり一括交付金を利用する場合には、ただの買換えではなくて、これを導入することで、市民に対して利便性が非常に向上するというところで活用をお願いするということがありまして、今作文というお話があったのですけれども、我々のほうも今回こういう形で購入させていただくと利便性が上がりますと、現状も非常に需要も高いですということのやり取りを県を通して総務省のほうとやり取りをして、そういう内容であればよろしいでしょうということで、内示はいただいているということで、一括交付金活用が可能ということで、この辺、企画財政の部署とも調整して、80%充当可能かなということで計上させていただいております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この辺の予算の内示があって、検証してというそういう受けての流れだと思うのですけれども、少し図示した簡単な資料作れますか。いついつ、半年前なのか、1年前からそういう計画をして、補助金、財源の関係とか、それからまたいつ発注するかとか、今の車が本当にあと1年後大丈夫なのかどうかという判断を皆さんやってから、そういう手続に入ったと思うのだけれども、どうされたのか。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 内示までの経緯としましては、この現行の車両が車検が満了になるのが令和6年1月末ですので、もうこの時期まで来るまでにどのような形で対応するのか、もしかしたらもう移動図書館自体がこれで廃車してサービス停止ということになるのかどうかとか、その辺も含めての話というのは、昨年度から財政の部署と調整して、経過的な話で言うと、これは政策事業でありますので、令和5年度の政策事業として計上するのであれば、令和4年6月に政策事業として計上して、市のほうの財政の担当の部署のほうから了解をもらったということ、その辺からが始まりであります。

財源についてのほうも大体同じ時期に一括交付金を活用したいということでのやり取りをしているということですので、廃車時期から換算すると大体1年半以上前から各種市の財政当局とも調整しながら、どのような手法を取るか、財源がどうなのか、起債可能なのかとかいうやり取りは小まめにやりながら進めているということで、表というか……

○岸本一徳 委員 フロー図みたいの作れるの。

○市民図書館長 フロー図というか、簡単に、簡条書きであれば出せますけれども……

○岸本一徳 委員 時系列で。

○市民図書館長 非常に、御期待されているものになるかどうか分からないのですけれども、簡条書きでこの時期にこうしましたよってというのが……

○岸本一徳 委員 流れが分かればいいのです。

○市民図書館長 それは提出できるかなと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。それから、この移動図書館なのですけれども、愛称は「ちゅらゆめ号」ですよ。公募してつけたと思うのですけれども、この21年前、平成13年、導入するときに、そういう作業をやったと思うのですけれども、私も平成14年から議員生活スタートしましたので、この情報はもう既に議員なる前から分かっていたので、非常に市民が期待をしていたのかなという思いがありますので、この移動図書館のいわゆる淵源みたいなもの、いわゆる導入をする。恐らく市民図書館だけでは足りないから、やっぱり市民サービスというか、手の届く、市民に活用していただく、それからまた市民図書館に来なくてもできるというふうなそういうところからの発想だというふうに思っているのですけれども、その辺のことは、市民図書館長は、現在の図書館長はその歴史は分かりますか。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 お答えします。宜野湾市の我如古のほうに、宜野湾市民図書館ございます。皆様御存じのとおり、宜野湾市というのは、真ん中に普天間飛行場があって、そこに隣接するような感じで環状に住宅地だったり設置されているということがありますので、我如古から一番遠い地区となると、伊佐地区を中心に宇地泊とか真志喜とか伊佐、喜友名、新城、野嵩、普天間辺りまでを、図書館からの遠隔地区というふうな形で考えられております。一番遠いところだと、伊佐からだ往復で大体12キロぐらいかかってしまうのです。市内一周線みたいなバスも現在は運行していないというところがありますし、交通手段を確保できない高齢者の方だったりだとか、あとは児童生徒の方について、公平に学習機会を提供していかなければいけないということがありますということで、この移動図書館は導入されております。

現在25ステーションで営業しております。

○岸本一徳 委員 26ではないの。

○市民図書館長 26あったのですけれども、1ステーションちょっともう利用者があまりにも少ないということで、25になっています。ちなみに、廃止になったのは宜野湾市役所で、水曜日の午後5時半から営業していた時期が1年半、2年ぐらいあったのですけれども、やっぱり利用者が少ないというところがありまして、またこれを実施すると、移動図書館に携わる人間が業務を終えて図書館に戻ってきて、またその後の作業したりするのに、夜8時近くまで残業しないといけないということになって、費用対効果も考えてそのステーションは去年廃止になっています。今25ステーションです。この25ステーションは基本的に市民の皆様

に利用していただく、あとは学校に、特に小学校です。中学校は今回っていません。小学校のほうに月に2回サービスを提供するというのでやっています、この辺は非常に利用者も多くて好評を博しているかなというふうにして考えています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。私も市民の方から、特に高齢者の方が我如古まで行けないから、大謝名に私住んでいるけれども、大謝名公民館は車の乗り入れでもできない、段差があるし、古い公民館、大謝名だけなので真志喜の公民館まで行かないと借りたり返したりすることができないのだけれどもということで、それで提案をしたら、今大謝名小学校の校庭の中で、向こうはその途中建て替えもしたのですけれども、それも市民の方からの提案で、場所、特に大謝名にはなかったのも、提案をして一般質問でやったらすぐ対応していただきました。今はもう大謝名公民館乗り入れできるようなそういうスペースもあるかどうかちょっと分からないのですけれども、まだ大謝名小学校でも定着しているのかな、どうですか。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 お答えします。自治会でもサービスを提供している自治会もありますし、サービスを提供していない自治会もあります。この辺がどのような形で今まで決めたかという、ぜひうちの自治会でもやってほしいというようなところの訴えがあったら、実際そこで可能かどうかという話をするのです。というのも、結構車両自体が現行車両全長が6.5メートルあるのです。ステップみたいのを出していくと、もう7メートル近くの幅、全長が取られる場所なのです。あと、日よけというか、雨よけみたいのを出していくというのもあるので、大体駐車場のスペース的に5台分から6台分ぐらいのスペースを確保しないといけないというのと、あと最近で言いますと、ちょっと大謝名のほうの話になるか分からないのですけれども、各自治会が建て替え工事をこの5年、10年で相当進んでいます。建て替えする前は、建物が割と小さくて、園庭みたいなところが広いところが多かったのです。なので、スムーズにこの車両の出入りもできたというところがあるのですけれども、建て替えが進んでくると、今度、駐車していたスペースのほうが狭くなってしまっていて、安全に営業ができないというのと、あとは20年前に比べると、デイサービスとか、そのような自主事業を各自治会さんでやっているの、利用者の方がたくさん止めてしまうので、もう移動図書館が入れないとか、そのスペースを確保できないというようなこともあって、最近、自治会さんについては、なかなか導入が難しかったりしているのですけれども、ただ今回、新しく導入する車両は、ちょっと小型化します。ですので、また御要望があれば、もう少しコンパクトに営業ができますので、大謝名小学校のほうは土曜日……

○岸本一徳 委員 これ結論は言わなくてもいい……

○市民図書館長 土曜日とかにもやっているの、定着しているのですけれども、今後、新しく導入します車両はこうなりましたので、御要望がありますかというのはどんどん聞いていって、対応していきたいなというふうには考えております。

○岸本一徳 委員 御説明ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 おはようございます。大好きな「ちゅらゆめ号」ですので、子供たちやまたお年寄りの方々、住宅街の中いらっしゃるので、大変喜ばれて本の貸し出しをしているみたいなのです。今の岸本委員の質疑でいろいろ理解できました。来年の3月には納車できるような形を予定しているということなのですが、大変とても気になるのが、いつも外からしか見ていないので、なかなか本を借りてないのですが、こ

の新しい車両になるのですが、本棚だとかそういうのが改造されて取り付けられるということなのですが、資料としてその中身はどういうふうに改造されていくのかというのが本当に知りたいし、見た目、外側に本棚があります。中のほうはどうなっているだろうといつも気になったりするものですから、それでこの車の中の内装とかそういう改造がされますが、それが分かるような絵図が欲しいのですが、それは提供できますか。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 これから契約をします。我々としては、仕様書の中では、どれぐらいの車両の規模で、何冊ぐらい搭載できるかという話の仕様書は出しています。図というのは、これから落札事業者と調整をしていって、こういう形で提供したいのですけれども、どうですかという詰めをやっていくのです。なので、図というのはそれが終わってからはないと、ちょっとまだ出せないです。仕様書としては一応あるのです。大体こういう車体規模で、あと希望としては最大で1,500冊ぐらい積めるような形にしたいと、あと現行の車両が、今、屋良委員のほうからお話あった、今、中に入っていけるのです。今の車両というのは、油圧式の階段を出して、小学生、ちょっと高さがあまりないものですから、大人の方もちょっと大柄の方は入っていくのは難しいと思いますけれども、小学生が中に入っていって、中の児童書を手にとって貸し出しするということは聞いているのですけれども、今回車両が若干小さくなるので、中に入っていくという方法ではなくて、中に積んである書庫を外に出していくような形になるのかなというふうに今考えているのですけれども、この辺もこれから詰めて、決定していく、完成図というのですか、そういったものも最終的には今から詰めていくという状況になっておりますので、現在出せるかといったら、今ちょっと出せないのですけれども、契約終了後にまた話詰めていって、8月か9月ぐらいには完成予想図みたいのが出てくるかなというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 では、そのときでよろしいですので、また完成予想図を見せていただければ、皆さん、また夢が膨らむかなと思いますので、「ちゅらゆめ号」、本当に皆さんに親しまれた車ですので、図書館車ということですので、どうぞまた皆さんの期待に応じて、素敵な「ちゅらゆめ号」を作成していただきたいと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 すみません。先ほどのお話があった25ステーションの、先ほど伊佐が一番遠いですよという話しされていたのですけれども、そのステーションの年間、借りたりされる数量とか、また年間の推移とか分かる資料とかあってあるのかなと思っていたのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 図書館の貸出しの状況については、「宜野湾市の教育」というふうに年1回教育委員会から出しているところにも出されてはいるのですけれども、今、手元にある資料でお伝えしますと、移動図書館の令和4年度利用者数が6,071名、貸出し冊数が2万7,475冊で、利用の開館日数って言っているのですけれども、提供者日数が202日、1日当たりの貸出し冊数は136冊となっております。毎年こういうふうに出してあります。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 これホームページか何かで見られるもの。

○市民図書館長 ホームページでも閲覧可能かなと思います。

○棚原明 委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお願ひします。購入から21年経過して、経年劣化、いろいろ想像されるわけですが、21年間よく頑張ってくれたかなと思います。市民の皆様方、多分、同じような思いを持つのではないかなと思っています。

先ほども岸本委員からあったのですけれども、沖縄振興特別推進市町村交付金事業の内容をあまり存じ上げていないものですから、この中身を御説明をお願いしたいということと、昨日から沖縄県のホームページで、令和5年度の交付金事業計画、それに係る資料、これPDFでいいなと思ったのですけれども、開かないのです。見る事ができないのです。見る事ができないから、改めて、この事業の内容、中身、一括交付金取れているところの、それを活用して今回8割補助で購入するというようなことだと思うのですけれども、分かるような説明というのはあるのですか。あるいは資料でもよろしいです。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時28分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時29分)

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 お答えします。一括交付金の詳細な中身みたいな部分については、所管部署が企画部のほうになってくるので、ここがこうでというような部分は少し自分のところも全部は把握していないのですけれども、先ほど岸本委員から、この経緯で一括交付金のこの部分をこういうふうになるというか、この部分をこういうふうにしていますみたいな資料であれば、私どものほうで作成して提出可能と思いますので、その中だけでよろしいですか。今、お二方の資料について、こうでという形を取らせていただくということ。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 提案理由の中に、議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりとあります。めったに見ないのですけれども、この条例をちょっと調べてみたら、2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売却というようなことでありますが、今回、税込みでも1,848万円という金額になっているわけですが、結果的に2,000万円を割るような金額においても、議会の議決に付す必要があるのかということを確認をさせてください。

○伊佐文貴 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 御質疑にお答えします。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、こちらのほうが予定価格2,000万円以上ということで明記されておりますので、今回の車両購入については予定価格が2,000万円以上だったので、結果として、落札額は2,000万円以下にはなっているのですが、予定価格で一応こちら、議会の上程金額というのは判断されますので、予定価格が2,000万円のために議会に提出している内容となっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 結果的に、入札結果が1,848万円収まりました。そういう場合でもやっぱり予定価格は

2,000万円をとりあえず超していたなら、議会の議決は必要だなというお考えということで認識しているのですか。

○契約検査課長 はい。

○伊佐哲雄 委員 なるほどね。分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 現在の車両が21年もったということで、すごく長くもって、皆さんが長年親しまれてきたのだと思うのですけれども、この21年もたせるために、多分いろいろなメンテナンスとかというのをやってきたと思うのです。それが大体何回で幾らぐらいだったのか、また今回から購入するものに対しても、それぐらいの金額が、今後、この20年もたせるためにというのが出てくるのかなと思うのですけれども、その場合は、一般財源とかというところで補っていくのかというところもちょっと知りたいのですが、もし分かれば教えていただけますか。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 お答えします。現行車両がと21年たっているというところで、昨年度だけで言いますと、4回ほど事業者に預けて修理しないといけないというようなことがありました。一番大きいのも20万円弱ぐらいだったかなと思います。年間、恐らく40万円弱ぐらいかなと、あと点検もありますので、点検についても5万円から10万円ぐらいの中でかかっていくのかなと思います。

一番、この10年ぐらいで大きかったのが、エンジン系統のちょっとオイル漏れみたいなのがすごく激しかった時期があって、そのときは1回につき50万円近くかかったことがあるわけです。修理の期間も3週間ぐらいかかったときがあったはずなのです。ただ、この部分については、修繕費なので補助金というのは活用できませんので、全部一般財源になります。

どの程度この移動図書館を運用していくかにもよると思うのですけれども、最初の10年ぐらいはそんなに大きな故障がなかったように聞いていますけれども、10年を超えてから大きな修繕が必要なことが毎年起こってきているというような認識をしています。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 平成13年に現状のものを購入されているのですけれども、今回購入されるものは、今の車って何かいろんな自動運転だったり安全性能というのがついているのですけれども、今回の車にもまた新しくそういうのって搭載された車両になるものなのかというところで、安全面、直近で言うところの令和4年の間に物損があったと思うのですけれども、そういうような事故ができるだけでなく、皆さんに使われて、たくさん使われる機会が増えるようなところで、この安全面とか新しいシステムというところもちょっとお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 お答えします。沖縄ふそう自動車様、三菱ふそうトラックの車両がベース車両になるというふうに想定します。今、日産とかあの辺の安全装置みたいなのが、ちょっとこのトラックには搭載されていないのかなと思いますので、これ本契約した後に、今、金額がこの金額で、ベース車両は2トン車で、全長が大体これぐらいでというふうな分での応札、あと我々としては安全に運転できるような改造を施してください、1,500冊積めるようにしてくださいとか、あとは雨風が出てもしっかりとできるように、ひさしが自動にできるようにしてくださいとかそのような大まかな内容でしか言っていないので、これからなるべく安全

に運転したいので、何かそういったことができますかというようなやり取りはできるかなと思うのですが、今聞いている感じだと、安全装置みたいなのは、自動に止まったりするとかそういったのは多分なくて、壁際に近くなるとピーピーピーという音出すとか、そのようなものは多分標準でついているのではないかなというふうに期待してはいるのですが、昨年の事故がありましたので、この辺もこれから新しく運転していただくために、そういったことが事故が起きにくいような対策をぜひ施していただきたいという要望は出していかうかなとは思っています。

○座間味万佳 委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっとそもそも論から、ちょっと意地悪と思わないで聞いてほしいのだけれども、これ平成13年に移動図書館を導入して21年間利用していたと、この実績についてはどんな感じになっているのですか。要するに、最初に稼働した当初からして、先ほど課長のほうから喫緊の利用者数と本の数とかありましたけれども、その種類というのはどんな感じなのですか。大まかでいいです。増えてきているのかどうか。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 最近5年間ぐらいの推移を見ると、やや減っているようなイメージがあります。というのもこれ、なぜかというやっぱりコロナの影響があったときにぐんと落ちたりだとか、あと移動図書館の車両の出動した日数が減ったりだとかいうこともあったりはします。あと、1つ大きい要因として、小学校があるのです。小学校のほうに回すと、非常に利用者が多いというのがあるのですが、小学校でコロナ禍において、ちょっと今、対人接触を少なくしたいので、ある小学校は、この期間はちょっと移動図書館の利用をやめたいというようなお話があって、利用していなかったりした時期もあったりしたので、この時期は落ちています。

ただ、全体的にいうと、利用者、非常に多いステーションと非常に少ないステーションというのが、だんだん格差が出てきているなという感じは受けていますので、これから新しく移動図書館が導入されますので、なるべく利用者が多いステーションは残して行って、あと少ないところについては、ちょっとサービスを見直しをするということも必要かなとは思っています。

全体的な流れでいうと、やっぱり最初スタートしたときは、皆さん非常に珍しいということで、非常に利用者が多かったように聞いているのですが、だんだん落ちてきて、あとは移動図書館の搭載冊数が2,500冊なので、だったらもう図書館に行ったほうがいいのかという方も多いのかなと思って、図書館のほうに行くという方もいるのかなという感じです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 僕が言いたいのは、そもそもその事業を続けるべきなのかどうかも含めて、やっぱり根本的なちょっと把握をしないといけないと思います。

年間のランニングコスト的にはどれぐらいの費用かかっていますか。今、この車両というのはイニシャルコストで1,840万円、毎年毎年これを稼働することに関してはどのぐらいの費用が、例えば運転手の人件費だとかいろいろありますよね。それは年間にしたらどのぐらいのコストがかかっているのか、大体でいいです。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 今、移動図書館を運用するに対して、実は現状の車両がマニュアル車なのです。なので、中型以上の車両でマニュアル車ということなので、非常に運転できる人間が少ないという状況であります。

実は、会計年度任用職員を主に運転手職として採用しているものが1名おります。あとは、ステーションにもよるのですけれども、2名から3名司書職職員をつけて運用しているというところがありますけれども、この人たちは移動図書館だけではなくて、本館の事業についても従事しているというところがあるのですけれども、大体2人分の人間が常にそこにつくというふうにして考えた場合、1人当たりの人件費が大体、社会保障費なんかも入れて400万円ぐらいになるのかなという感じがしますので、もし2人だったら800万円ぐらいかかっているのかなというふうに単純計算でできるかなと思います。あと車両の燃料費については、多いときで月に2万円ぐらいかかっています。特に夏場なんかはクーラーもつけたりしますので、そういうことで考えると、大体20万円から25万円ぐらいの間かなというところと、あと車検代だったりというところが年間10万円ぐらいかかるのかなと。それ以外に、修繕費がどれぐらいかかるのかという話になるのかなというところでもありますので、大まかでいうと、人件費だけ800万円と考えると、900万円弱ぐらいの感じで移動図書館を運用しているのかなというふうに考えられるかなと考えています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 課長、先ほど小学校、結構利用者が多いと言ったのだけれども、これ小学生も含まれているのですか。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 ほとんど小学生です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 小学校には普通図書館ありますよね。だから、この辺の精査はどういうふうにして皆さんやっている。例えば小学校でも本は借りられるではないですか、わざわざ小学校に移動図書館を持っていく必要があるのかどうかも含めて。だから、要するに小学生の利用者が引いた場合に、全体的な利用者数から見たら、これ毎年900万円の予算が必要だと、それを続けるべきなのかなという観点、ごめんなさい、ちょっと意地悪かもしれないけれども、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。小学校、多いところは、学校にも図書館ありますよねということなのですから、それはどのように皆さん考えているのですか。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 山城委員おっしゃるように、各小学校に図書室あるから借りられるのではないかなというのは、当然疑問として出てくるかなと思うのですけれども、小学校のほうの予算も限られていて、あと小学校って相当児童生徒さんいらっしゃるの、小学校の図書館では借りたい本がずっと借りられている状況があると、移動図書館が行くと、各図書館にないような目新しい本だったりとか人気があるようなシリーズの本だったりがあるので、それで借りられているというところがあると思うのですけれども、そもそも小学校に行く必要があるのかなのかということや、ただこの車両を導入したときから、小学校のほうにはずっと巡回していますので、この移動図書館の車両を購入する際に、サービスする先として小学校を考えていますということで補助金のほうはついていてというところがあるかなと思います。先ほどお伝えしましたように、本当は市の中央部に中央図書館みたいのがあるのが理想だと思うのです。そうすれば、各小学校に回ったりすることなく遠隔地に行ったりというようなことで対応可能かなと思うのですけれども、一番いいのは、もしかしたら伊佐地区だったり分館を置くというのが一番いいのかなと思いますし、そういった要望も地域としてはあるのは把握しております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 聞きたいのは、必要だってということを聞きたいわけ、基本は。今、おっしゃっていることは理解もできるし、逆に答弁が欲しいのは、小学校でも需要がありますから必要ですよということを聞きたいのだけれども、どうなの。必要ですよと言っているの。

○伊佐文貴 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 非常に小学校でも喜ばれて利用もありますし、特に今、遠隔地については、高齢者の方も含めて、成人の男性、女性の方も含めて非常に需要はあります。なので必要なと思います。各ステーションで多いときで20名以上の方がいらっしゃって、200冊ぐらい借りられるということもありますので、その辺は非常に需要はあるかなと考えております。

○山城康弘 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第43号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

【議題】

議案第44号 宜野湾市民会館施設改修工事(機械設備)請負契約について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第44号 宜野湾市民会館改修工事(機械設備)請負契約についてを議題いたします。

質疑に入る前に担当課より議案第44号についての説明をお願いします。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この議案第44号、資料もいただいて、すごい改修、機械設備の改修工事なのだけれども、たしか市民会館の外観であるとか、様々主要な補修、修理・修繕とかというのは、もう既にやって、あとこの機械設備そのものが老朽化で取り替えをしたり、また設置を改めてし直すということというふうに認識をしているのですけれども、私の今申し上げたことは間違っていますか、ちょっとそこら辺を確認したいのですが。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 岸本委員がおっしゃるとおり、これまで市民会館建てられて結構40年近くたつということで、施設のトイレのリフォームとかをはじめ、先ほどおっしゃった外壁とかもやりながらということの、もともとの大ホールの集会場の天井改修とか、駐車場も最近車椅子対応の駐車場造ったりとか、そういうことで何年かけてやってきました。一番最後で大きい工事で残っているのが今回の機械設備の改修とプラス今回議会に提案してないのですけれども、電気も含めて、これに附属して発注する予定ですので、それで含めて、

大分大きい修繕とかについては、ほとんどこれで終わりになるのかなという形になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、施設を建て替えをするということではなくて、長寿命化といいますか、延命措置というか、やっぱり市民が利用していただけるように、なおかつ今までいわゆる長寿命化を図って、何年ぐらいあれですか、このリニューアルしたら、工事を大体完了したら、どのぐらい、さらにこの市民会館は活用できるというふうに皆さん見ているのか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 外観も含めてですけれども、約30年……

○岸本一徳 委員 まだあと30年……

○施設課長 使えるという形で考えております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この本庁舎は、耐震化基準に合っていないから壊したのですよね。隣の建物は、後で建てたので耐震化基準、昭和56年の何月だったか、耐震化基準は変わっているのですよ。私も昭和56年に自分の家建てたので、よく耐震化基準については分かっているのですけれども、市民会館はあれですよね、そういう基準に適合した建物にはなっているのですか、今の耐震化基準。

○伊佐文貴 委員長 施設担当技監。

○施設課施設担当技幹 市民会館の建物につきましては、こちらの本庁舎の後に出来上がった施設という形になっていますので、先ほど岸本委員がおっしゃっている耐震化基準が改正された昭和56年のたしか5月か6月だったかと思うのですけれども、それ以降の建築確認を取った建てた建物ですので、新耐震基準を満たした建物となっています。

○岸本一徳 委員 分かりました。もう一つだけ聞いていい。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 実は、本契約に係る契約保証金の取扱いとなっているのですが、これって大きな建物、分かっているのは、これはどういうものに適用して保証金というのはちゃんと、いわゆる造った後から、この工事はちょっと違うよということにならないためのそういう保証金なのか、どういう意味合いなのか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 もともと仮契約の段階ですので、今回承認されたら、契約保証金は、業者としてはどういう形で、約款の中に現金で払うのか、保証協会通してやるのかというか、いろんな幾つかのパターン、5つぐらいパターンがあります。ほとんどの工事に関しては、議会案件ではなくても契約保証金というのを取っております。そのときには、大体、保証協会、工事に関してですけれども、保証協会を通してやっています。今回も多分、本計画のときに契約保証金という形で、どういう形で出しますという形になるかと思えます。多分ほとんど保証協会からの、約1割なのですから、この部分は先にそういう証書をつけて、契約書と一緒につけて正式契約という形になると思っています。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。全然知りませんでした。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 お願いします。市民会館は40年、もうそろそろということで、あちこち老朽化が進んでいるというのは存じ上げております。先ほどもありましたけれども、これまでも音響設備、あるいはバリアフ

リーだとか、客席の椅子も替えたということで、結構大きな補修しながらやっていると思うのですけれども、これまでの改修工事、その内容というのは、資料としてお出しすることはできますか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 今回の工事の経緯についての資料がありますので、お配りしてよいのでしょうか。今、ちょっと準備します。

(資料配付)

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。利用者から上等なっているということで、かなり喜んでいるという話を聞いております。特に音響について、もう全然違う。これまでのこの音響と最近の改修後の音響というのは、もう本当に、言ってしまうと、超一流の会場みたいな音響になっているというふうに喜んでおります。

今回、この機械設備更新、改修なのですけれども、約6億5,000万円、結構大きな投資をして改修してくれということではあるのですけれども、あまりにも金額が大き過ぎて、1番から8番までですけれども、この中で、ここはもう本当に大きな投資が必要なのですよというような、お金がかかる場所、それを1つ、2つぐらいちょっと紹介をして、こういうふうなことでこうなりますよというのが分かるような御説明をお願いしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 今回お配りしました市民会館施設整備事業ということで、青枠で書いたのが既に終わっているところという形で考えていただき、一番下にある緑の枠のところの写真とかあると思いますけれども、とかポンプ類、排気ファン、パッケージ空調機、これがほとんど金額占めています。さらに中央監視盤とか防災監視盤ということで、主な今回の実際の工事に係る金額としては、この写真に載っているところが主に係るものとなっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。ありがとうございます。工期ですけれども、3月議会だったか12月議会だったか定かではないのですけれども、当初の予定では、令和6年12月までスケジュールが組まれていたような気がするのですけれども、今回見ると、10月の末までにはもう完成、引渡しができるというようなスケジュールで、このことはいいことだというふうには思っているわけですが、15か月に短縮した理由、できた理由というのか、その辺のところの説明がもしできればお願いをします。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 もともと工期としては15か月かかるということで見込んでおりました。ただ、今回、6月議会に提案できるかどうかというのが定かではなかったもので、これが9月議会とか少し延びたので、そのようなものもあったのかなと思っています。令和6年度早めに施設が利用できるような形、例えば20歳の集いとかというのは、令和5年度はなかなか市民会館では難しいのですけれども、令和6年度にはせめて20歳の集いとかはやりたいとか、そういうイベントを少しでもできるような形で、今回はちょっと、うちの職員にも頑張ってもらって、6月議会に上げられ形ということにしたので、少し前倒しになったということで、全体的に15か月は変わっていないのですけれども、そういう形に今なっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。市民の皆様方もやっぱり、私が思うのは11月、12月のイベント、芸能祭とかチャリティー公演なんかもあります。やっぱりそういった市民の利用が高まる時期、年間そうなのかもしれませんけれども、特にそういった時期をターゲットに、それまでに終わらせてくれるというのは、とても市民から見ると、市民が分かるかどうかは分からぬけれども、存じ上げている者としては、非常によかつたかなというふうに思っております。どうもありがとうございます。

今後30年しっかりと芸能文化の活性化のためにも活用していただきたいと思っています。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 御苦労様です。前回、いろいろトイレのリフォームやら改修工事、バリアフリーにしたりとかそういう形で改修工事が始まっており、1年近く市民会館が使えないという状況でありましたが、今回はまたさらに1年3か月市民会館が使えないということになります。先ほどおっしゃったように、やっぱり11月、12月の文化祭や芸能祭、チャリティー公演、さらに子供たち保育園などが学習発表会などで、そういう利用している。またさらに、吹奏楽部の発表会、いろんな意味で市民会館の利用、講演会など、そういうので使われている市民会館です。そして、さらにですが、また2階の中央公民館のほうでは、各種サークルなどが利用しておりますが、そういう利用者に対してのもう1年3か月お休みにすることになります。そういう周知というものはどういうふうになされているのでしょうか。

またさらに、1年半、サークルなど講座などがもうストップするという形になるわけです。そういう形の対応というのはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 この市民会館の工事につきましては、どうしても修繕が必要ということで、これは私たちの喫緊の課題だったのですけれども、市民に対してはもう1年半前ぐらいから絶えず周知をしております、例年大ホールを使っている方たちについては、1年半前ぐらいからずっと案内をしていたのです。それで、市報とかホームページとか、SNSも活用しまして随時この周知は行っていたところでございます。

学校現場のほうには、合唱コンクール等でも使用していましたので、そこは校長会を通してそういうアナウンスはしておりましたので、今回は、学校の体育館で実施する予定になっていると思います。

サークルにつきましては、こちら定期的に団体が登録されておりますので、こちらのほうももう大分前からアナウンスはしております、こちらのほうでつなげる役割ですか、会場をコンベンションであったり、あと赤道老人センターや伊佐の老人センターを案内したりとか、そういうふうな手助けはやっているところではございます。

講座につきましても、開いている間はできるだけ講座をスタートさせようということで、そこは調整しながらやっております、あとは場所を中央公民館から移して、外の公共施設等でできるかどうか、そこは今調整しているところではございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。もう一つ、2階のほうに各種団体がありますよね。市P連であったり文化協会であったりという、この1部屋にまた各種サークルが利用しておりますが、それと図書館などもあります。これも休館という形になるのでしょうか。それとも、代替の何かそういう、各種団体のそういう部屋をまた設けるといふ予定をしているのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○**教育部次長** 各種団体につきましては、こちらも工期の日程、内容が決まれば、同じ市民会館の中の事務所を利用して、移動しながら工事をしていく形になりますので、その間は、利用できる間は、そこの出勤する時間にはきちんと営業しております。図書室は閉室いたします。

○**伊佐文貴 委員長** 屋良千枝美委員。

○**屋良千枝美 委員** 1年間余り休館ということになるわけですね。図書室はもう休館ということと、そして今こういった各種団体の部屋はそのまま使えるという形になるということですか。

○**伊佐文貴 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** この同じ建物の中で順番で工事していきますので、ここの工事が各種団体の部屋の工事するときには、また違う部屋に移して、終われば戻るということで、同じ事務所の中で運用する形になります。

○**屋良千枝美 委員** サークルがある会議室などに移動してという形。

○**教育部次長** そうです。

○**屋良千枝美 委員** 空調設備ですので、そういうときのクーラーが全く使えない状況という可能性もあるわけですか。

○**伊佐文貴 委員長** 施設担当技監。

○**施設課施設担当技幹** こちらの1年間にしましては、これから契約、請負業者のほうともいろいろ調整しながらの内容になるかと思うのですが、先ほど教育次長のほうからも説明ありましたとおり、委員会側としては、各階ごとで工事を進めていきたいなというふうに考えてまして、一旦、工事する範囲の中の空きスペースといいますか、2階にございます展示室が結構大きなスペースになっていますので、そういったところに事務機能を一旦移して、それ以外のところ、1階にある事務機能を2階に移して、その後1階を空調を改修していくという形で、その改修が終わったら、また下に降りていくという形を取っていきたいなというふうに考えていますけれども、その際に、空調が使えるかという、使える環境までは持っていきたいなというふうには考えています。ただ、ちょっと現場の段取りとかそういったのもあるので、确实、ちょっと約束はできないのですが、可能な限り運用できるようにはしていきたいと思っています。

○**伊佐文貴 委員長** 屋良千枝美委員。

○**屋良千枝美 委員** 大体理解できました。やっぱりサークルなど講座を持っている方々が、やはりそういうことを心配なさっておりましたので、いろんなその地域の空いた公民館なども案内しているということですので、そういう形で皆さんが安心してまたサークルを継続できればというふうに思っておりますので、ぜひまたすばらしい市民会館づくりに頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○**伊佐文貴 委員長** 松田朝仁委員。

○**松田朝仁 委員** 先ほどの説明で現在の取組部分がグリーンの枠の部分となっていると理解しましたがけれども、この大型工事でこの設備を入れるのですけれども、ほかの市町村から参考にしてというか、見学に来られたり、子供たちの夏休み学習とかで舞台裏の見学をしたりとかいった場合に、安全に考慮されているのかとか、空気の濃度とか手すりとか吊り下げる何か、そういった点検もされて考えられているのかをお聞きしたいと思います。一緒に見学するというのをちょっと聞いたことがあるのです。

○**伊佐文貴 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 昨年度から、文化振興の講座の中で、バックステージツアーということで講座を開催しております。これは、この機械室へ行くわけではなくて、舞台の裏側の運営スタッフがいますので、この方たち

のお仕事を見ていただいたりとか、照明はこうするよということで、子供たちをその委託業者にお願いして、バックステージ、舞台の裏側を見せているという形のツアーになります。

○松田朝仁 委員 いい取組ですので、続けてください。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今年度も7月の末に夏休み入ります。実施する予定でございます。

○松田朝仁 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 お願いします。毎年6月に宜野湾市文化協会の主催で芸能祭というのがあるのです。今年も6月30日に予定されているのですが、場所が市民会館ではなくて、国立劇場でやるのです。多分、こちらも使えなくなるのだろうなというようなことで思っていたのですが、これ見ると、今年の8月から休館であります。事情が分かるのであれば、なぜ、前にこっちでやっているのだから、宜野湾市芸能祭ですから、国立劇場に移ってかりゆし公演という名称変更になっているのですが、ちょっとその辺事情が分かるのでしたら、御説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 市民会館もそうなのですが、もちろんクーラーがいつ止まるか分からない状況という形がありまして、活動するとき、もちろんクーラーが止まってしまうと、来たお客さんに迷惑かかるということと、換気もしないといけない施設なのです。これが壊れそうなので工事しますので、換気もしないといけないという状況もありますので、窓がないものですから、それも含めて、対策としては、それがあつたので、今使えない、8月というのは実際工事が入るから使えない期間となっていますけれども、それは今、そういう使用がなかなか安定していない中で貸し出すというのは、教育委員会としてもちょっと難しいので、この工期合わせて8月からと言っていますけれども、実際はそういうのがあつたので、暑くなってきていますので、空調関係とか換気の問題とかというのがありますので、それはなかなか来るお客様に対して、ちょっと体調を壊したりするのがこちらとしては心配なので、それで、今、8月としていますけれども、実際はそれを見ながら、既に休館というか、その調整は担当としてしています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 実際には貸出しはもうできない状態になっているという理解でいいですか。

○施設課長 そうです。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ちょっと私分らないので教えてほしいのですが、この6億5,000万円のうちの財源の内訳って多分国庫も入れてのものなのかなと思うのですが、それも教えていただければ、市からの一般財源としてどれぐらい出ているのかということもぜひお聞きしたいなと思います。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 今回のやつは、一括交付金を使わせて、工事費、少しスケジュール、本当前倒しが多くなったのですが、設計もどの補助金使うかというのを少し1年間ぐらい検討させていただきました。防衛補助使うときは定額補助というので、額が決まっているので、最高3億円ぐらいだったと思うのですが、それ以上になるとうちの持ち出し分が多くなるということで、一括交付金が延長になりました。それもあつたのでエントリーしようということで、約8割使えるということなので、全体、ただ入札の額と合わせるとな

かなか難しいので、あとは実際は、地方債とかいろいろありまして、あとは一括交付金と、今年度しか一括交付金で地方債借入れ、普通の、あとは一般財源、今回の一般財源としては550万円ぐらい。全体としては、6億円なのですけれども、2年工期があるので、4対6というか、2年に分けて支払いするのです。今年度の支払いとしては、工事としては3億6,000万円以上を予定していますので、また来年度も6割予定しているというか、この割合、これは全体は6億円だけではなくて、電気工事も発注していますので、管理業務とか、それも含めて全体として3億7,000万円ぐらい払う予定にしていますので、その中の約80%が一括交付金使う、地方債と一般財源という形で、今年度は約550万円ぐらいの支払いになる予定です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。こんな大きな建物なので、金額も大きいので気になったのですけれども、今の中で、流れとして沖縄県内でもそうだと思うのですけれども、昔の建物をすごくいいねというような形で、例えば本であったり、昔の建物を、アメリカ統治時代のデザインとかということも含めて、すごく沖縄らしいというところが今すごく人気があるので、こういうふう新しいものを建て替えるということではなく、残しながら、中身を変えていくという、この取組すごくいいなというふうに思いましたので、金額は確にかかると思うのですけれども、それがシンボルとして宜野湾市にまた残るところもすごく宜野湾市のメリットになるのかなと思うので、金額は大きいのですけれども、この修繕のほうをやりたいなと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 過去の整備、今資料いただいた過去の整備で休館した期間というのはどれぐらいなのか少し教えていただけますか。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 令和2年度からなのですけれども、今回も入れて約28か月です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 前からこれちょっと疑問に思ったのだけれども、いずれ空調も来るだろうなというのは、僕実は市民会館にいたから、中はよく知っているのですけれども、これなぜ今そういう質疑したかという、やっぱり今回も15か月ぐらい閉まってくるのではないですか。やっぱり市民からいろいろ使えないのかなとかあるのです。単純な疑問なのですけれども、これ並行工事ができなかつたのか。要するに過去も含め28か月休館するのではないですか。その中で短期間で整備ができなかつたか、その検討はされたのか、それちょっとお伺いしたいです。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 委員おっしゃるとおり、集中的にやりたかつたのですけれども、まず補助金、空調のほうで先ほど少し話しましたがけれども、防衛は定額補助しか使えなかつたので、一括交付金も市民会館だけではなくて、財政課の絡みですけれども、市で一括交付金活用する事業がいっぱい多くて、そのままできるかというボリュームとか、もしかしたらこれがトータルとして短くなつたのか、長くなつたら難しいですけれども、まずは財源とかスケジュールとかというので、できる範囲というのですか、その辺も考えながら企画部とか教育委員会の中でも協議してきたという形で、少しこの金額が、一括交付金も使いたいという防衛の話しながら、両方で進んでいたというところがございます。一括交付金が令和3年度1回、令和4年度ですか、1回切れたということで、継続するかも分からなかつたので、その辺の検討も踏まえながら、令和4年度か

らもあって、令和4年度については設計業務を生かすことに使わせていただきました。本来は工事費ということで、財源の確保と、その辺も見ながらという形で、市民の方に迷惑かけたかもしれません。この辺は検討したのですけれども、なかなか財源の確保とかやりながら、ではどうしたら一般財源少しでも安くできる方法がないのかというのは検討はしていたのですけれども、企画部と一緒に、スケジュール的にはこういうスケジュールになってございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、財源的なものの問題が考え方ということですね。今の答弁聞いて、またちょっと疑問が出てきたわけ、これ一括交付金ですよ。数年前、これ一括交付金を使って7億5,000万円ぐらいの一括交付金を裏負担分して、西普天間のに積み立てしているわけ、逆にこれに回せたのではないかと思う、今聞いていたら。要するに、今すぐは使わないのに、基金のほうに積み立てしているのがあるのです。たしか令和2年、ちょっと定かではないのですけれども、だから今財源の問題であるのであれば、その時期大体近いですから、その辺なかったのかなと今単純に疑問。

○伊佐文貴 委員長 施設課長。

○施設課長 それについては、市民会館だけではなくて、うちの施設課で持っている学校改築もございました。志真志小学校もやらないといけな。普天間小学校もこのときから考えていました。どちらも財源どうするかというのでいろいろと考えていました。文科省のをを使って裏負担とかって、志真志小学校の場合は、文科省しかなかったのです。普天間小学校の場合は文科省でやるとすると、あまりにも負担が大き過ぎるということで、それで市長、副市長が動いて防衛に出向いて普天間の財源ができました。という形のが、ここだけではなくて教育施設として何を先に優先するかというか、市民会館もやりたいという形と、あともちろん執行体制もあるのでありますが、では全てできるかと、この年度で、うちの人員確保とか、その辺と財源の確保、バランスを取りながらやってきたつもりなのですが、では集中的にできるかというのがうまく、なかなか難しく、特に改築事業については、これも何十億円ってかかっていますので、その辺の財源というのを確保しないとイケない。一括交付金を校舎に使えるかと、なかなか使えないとか、使えるにしても、一部使えるかもしれませんが、宜野湾市全体の事業量を考えると、なかなか難しかったのかなという、そういったところです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 課長、説明はよく分かるわけ、各事業の案件の中身で、例えば3・4・71号なんかも一括交付金で進めている中で、なかなか前に進まないから防衛に切り替えましたよね。切り替えて今進んでいるではないですか。だから、そういった工夫が、これは結果的に今こうなっているから、別に苦言でも何でもありませんよ。その辺の中身、もうちょっとやっぱりやって、この28か月以内にやっていたら、例えば伊佐哲雄委員みたいに古典でよく使う、恒例の11月ぐらいだったと思うのですけれども、もう恒例になっているイベントなんかもう全部できなくなってくる。例えば市老連のおじいちゃん、おばあちゃんたちの大会とか、社協の、いろいろあるのですよ、この時期にいっぱい。だから、その辺は少し、総合的にいろいろ、もっと細かく検討してほしいかなという、今後の課題として、これだけ28か月休館したというのがありますから、どうせこの空調もいずれどうせこれやらぬといけなよなというのは多分皆さん分かっていたと思うので、その辺は今後のいろんな検討材料として考えていただければいいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回は、機械設備の更新ということで、議案とは直接関係ないかなとは思いますが、せっかく生涯学習課長もいらしていますので、お尋ねしたいのですけれども、市民会館、本当にさっき要ったように、音響を含めいるところで更新されて、利用者側からとても、本当にありがたいなと思っているわけですが、これまで何度か出演をさせていただく中で、過去に、11月の文化祭だったと思うのですけれども、楽屋が足りないのです。文化祭というのは中央公民館もあちこち使うではないですか。絵画とかが花とか書道といろいろ網羅するので、全体的に足りなくなるのは仕方ないのかなと思っているのですけれども、1回、外側の通路かな、あれ、要するに屋外です。屋外のコンクリートが敷かれているところを楽屋代わりにして、そこで着替えだとか、ちょっとした音合わせとかしたことがあるのです。今後、できればそういうふうなことを避けていただくために、このタイミングでもしかしたら楽屋を増やすというようなことできないかどうかお尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 すみません。楽屋については、今回の工事では空調関係になりますので、そういう増築とかはまた費用もかかることですので、そこはもう考えておりません。すみません。

○伊佐哲雄 委員 改めてということで。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第44号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時40分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時42分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時42分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願

○伊佐文貴 委員長 紹介議員の出席要請についてお諮りいたします。請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願は、紹介議員から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思います。これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後1時30分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後1時31分)

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この請願の記の部分、3つありますよね。1つは、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないように現場へ周知してくださいというの、それから食品としての安全性が確認されていないことを周知してください。学校給食でゲノム編集された食材を使用しないこと。この3つ請願にした緊急性があったのだろうと、それからまた、危ないことをやらないでくださいというこの団体、キッチンから社会を変える！あんまーずネットワークというこの組織の方から来ているわけですが、賛同者もいっぱいいらっしゃいますが、この3つ、桃原議員、何で紹介議員になって、このことをまず皆さんに啓発したいとか、それからまた考えを直してほしいとかというふうなことで紹介議員になったと思うのだけれども、この辺のことについて説明していただけますか。この3つ、なぜこれに対して警告、おそれがあると、危険があると、危ない、安全性が確保されないというふうなこの根拠について、桃原議員が分かる範囲内で結構ですので、御説明いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 まず、お答えする前に、この請願に対して呼んでいただいてありがとうございます。今、岸本委員から御指摘があったことをお答えします。

私が紹介議員になった理由ですけれども、記の1、2、3とあって、1の部分で、ゲノム編集したトマトを、種苗を受け取らないようにしてくださいということがあるのですけれども、これはNPO法人の日本消費者連盟というところが出している冊子を基にお答えしますが、実は2021年5月にゲノム編集されたトマトが全国各地で栽培され始めたということがあったそうです、2021年に。その苗は、筑波大学のベンチャー企業、サナテックシード社が無料で地域の方々に配布したそうです。この無料で配布したことが、ゲノム編集したトマトの苗を配布しているのですけれども、この日本消費者連盟が言っているのは、政府からの食品性能、このトマトに関する食品の安全性とか、あるいは実験性がとても低いと、つまり実験が少ないとか、あるいはその安全性がきちんと担保されていないことで、この消費者連盟というところが指摘したと思うのですけれども、このようにまだきちんとそのようなことが確立されていないのに、もう既に筑波大から、要は筑波大というのは国立大学ですから、国からお墨つきを取ったかのように無料配布していることに対しての危機感からこういったことを指摘していると思うのですけれども、それに賛同して、私も紹介議員になりました。

2番目の食品としての安全性が確認されていないことを周知してくださいとあるのですけれども、これも今言いましたけれども、実験性がこの本ではやっていないのもう断言しているのですけれども、そのよう

に実験が確立されていないとか、あるいは安全性もきちんと確立されていないとか、あるいは例えば食品など、パイナップルとかオレンジとかいろんなその、県産品の野菜にはそこまで書いていないかもしれませんが、それでも最近の食品、野菜などは、生産者とかあるいは生産地とか、どこで作ったよとか、そういった表示していると思うのですけれども、果物などはどこの国産とかバーコードが記されているのですけれども、そういう表示付けもこのGABAトマトには記されていないということなので、こういったことを周知してくださいということだと思います。

3番目のそのような安全性がきちんと確立されていないので、学校給食で使用しないでくださいということだと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは、そういう消費者団体の警告だと思うのですけれども、特に桃原議員は、国会で、例えば、私が調べたらGABA高蓄積トマトの安全性に関する質問主意書ということで、これどこの政党かわかりませんが、宮川伸さんという国会議員が、質問主意書を提出して、回答をいただいている。これ令和3年4月16日に、答えが、国から、政府から出ているのですけれども、これはいわゆる国会での国会議員が安全性のことについて聞いている部分については、もう既に認識はしている、中身は知っているということで、聞いていいですか。

○伊佐文貴 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 はい、承知しています。

○岸本一徳 委員 この宮川伸さんという人が質問主意書を出しているというのは、これネットで調べて、私は、回答の出ているものを今からちょっと確認をしますけれども、よろしいですか。

○桃原功 紹介議員 はい。

○岸本一徳 委員 まず、この遺伝子組換えというのが、何か政府の令和元年での認識は、我が国においては、政府としては流通していないものと考えていうふうに回答している部分があるのですけれども、これまでに世界の市場で流通しているゲノム編集作物はあるのか、ある場合はどのような品目がどのような国で流通しているか、日本でも流通しているか。政府が把握しているところを答えられたいということで、答えている部分があります。政府としては、我が国においては流通していないものと考えていうふうに答えているのですけれども、これ政府が間違っているということですか。

○伊佐文貴 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 その政府答弁が間違っているとは断言できないのですけれども、このNPO法人日本消費者連盟が出している国内と世界の食物が列挙されているのですけれども、これ答弁していいですか。今、流通しているかというふうにあったので、この団体が掌握しているゲノム編集した作物と開発者ということで記されているのですけれども、国内では高GABAトマト、これサナテックシード社が出しています。アルカロイドという物質があるらしいのですけれども、このアルカロイドが低減するジャガイモがリケン化学が出しています。稲は、米の稲ですけれども、シンク能が改変する稲を農研機構というところが出しています。あと、海外では7社、7作物、大豆、小麦、小麦、大豆、大豆、マッシュルームというものが米国や中国から、あるいはドイツから出されています。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 僕もこの専門性は全くありません。ただ、桃原功議員が紹介議員となって、この請願を出してきていることで勉強させていただきましたので、ある意味で感謝すべきかもしれませんが、学校給食云々ということは、もう子供たちに危機が迫っていますよ、食べるものがもう安全性が確保されていませんよというぐらいの請願のように聞こえるのです。でも、使ってはいけないというのは分かりますけれども、今現実になさなかどうなのかと、例えば何でもそうですけれども、何は危ないですよと、飲んで駄目ですよ、これを飲料水として使ってはなりませんよという、PFASの場合もそうではあるのですけれども、いわゆる規制をしたり、それから遺伝子組換えもどこまでやっていいのか、何が安全なのかということも分からない我々が、どこまでそこを疑って、では毎日食べる食品を一々チェックして、私たちは寿命を延ばさないといけないというのが日本の国なのだろうかというふうに思うべきなのかどうかというこの辺まで考えざるを得ないような気がしてならないのです。もちろん危機感をというか、安全性を確保していくために、こうしてという提言は分かるのですけれども、そこはやっぱり、そうであるならば一般質問でも桃原功議員は出して、その件はどんどん危ないですよと、今、学校給食が危ないですよ、こうおっしゃるならちょっと話も何か理解できるような気がするのですけれども、一つの見解を、そういう技術というのも、何でもそうですけれども、科学というのは使う人間によっては兵器にもなるし、平和利用にもなるし、使う人間によって、技術とか科学とかというのは生かされていくべきものなのだというのが私の考え方なのですけれども、それを性善説でいいのか性悪説で捉えるべきなのかということは、やっぱり政府を信用するかしないかにかかってくるのかなというふうな見方もできるのではないかなというふうに思ったりしております。これについて御見解があればお答えください。

○伊佐文貴 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 岸本委員の御指摘はごもっともだと思います。私もこの件は、遺伝子組換え食品に関しての、今、議員の立場で少し回答しますと、議員のときに、ここで、議場で一般質問にも取り上げました。そのときにはゲノム編集ではなくて、遺伝子組換え食品に対する安全性はどうかということで取り上げたのですけれども、今回、この高GABA、ゲノム編集トマトについては、私も初耳でした。ここの請願者にちょっと呼ばれて、一緒に学習してほしい、話を聞いてほしいということで、このように聞いていたものですから、一般質問には出していませんけれども、もう既に、筑波大学の周辺の学校では配られているというようなことも聞いていたものですから、このキッチンから社会を変える！あんまーずネットワークの方々も、ヤマトの方もいるらしいのですけれども、危機感を覚えて学校給食で使わないでほしいという署名運動みたいなものを展開しているみたいです。

参考までに少しお話ししますと、このゲノム編集の食材の規制と表示を求める40万筆超えの声ということで、2019年の11月までの半年間で署名が44万筆以上集まりましたということで、ヤマトの一部でもこのように危機感を覚えて動いている団体もあるということなので、今後まだ、確かにおっしゃるように、大きく流通はしていないような感じですが、表示をしていないということもあるので、見ただけではやっぱりこれが編集したものなのか、あるいは自然のトマトなのかというのは分からないので、その辺のこの危機感からもやはり私たちは学習をして、議会の方々にもあるいはその自治体の方々にも、食品の安全性というものを周知できたらなというふうに考えています。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 私からは、桃原功議員に、1年生議員なので少し確認したいものですから、請願という部分が僕からするとあまりにも分からなかったもので、話を聞くと、議員の名前をこの要請の中に入れることによって、こういう委員会の中で、議会の中でもそうですけれども、こういう話ができるということを知ったのですけれども、とても責任重いなと思いながら僕思ったのです。今、桃原功議員から話があったように、トゲノム編集トマトのことで、紹介議員になったということなのですが、実際にこのゲノム編集トマトを見られたり、研究者の方たちとどれぐらいお話しされて、この請願の紹介議員になったのかなという部分があって、やっぱりとても大事なところで、僕がもし仮に、まだそういうこと分からないものですから聞いているのですけれども、なつてと言われた場合には、相当このものに対して勉強して、本当にこれが自分が紹介議員となった場合に、今日初めてこういう場に来させてもらいながら、相当これ勉強して、相当皆さんから言われたことに対しても説明ができないといけないのだろうなと思っております。

結構このものに対しては、けんけんがくがくされたのでしょうか、依頼の方たちとは、実際に、大学とか行ったりとかその研究所に行ったりとかという部分は、これ本読んでいるからではないですよ、実際には。

○伊佐文貴 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 貴重な御指摘ありがとうございます。どれほど議論積んだのかという御指摘だと思うのですが、私がいただいた請願書はちょっと代表者名、連絡先が消されているのですけれども、これ皆さんのも消されているのですか。ちょっと名前出ています。

(「出ていない」という者あり)

○桃原功 紹介議員 出ていない、そうですか。代表者の方とは、日頃から親しくはして、いろいろSNSあるいは直接お電話、あるいは直接会って、那覇市内に住んでいますのでお話はいろいろしています。ただ、そのお話もこのゲノム編集トマトだけではなくないですし、様々な沖縄の事案であったり、そこからはいろんなゆんたくはしているのですけれども、例えば高GABAトマトを開発をした筑波大まで行って調べたのかということは、そこまでは調べ切れていません。このあんまーずネットワークの方々に10名強ぐらいのママさんたちの団体なのですけれども、この中に、そこまで行って調べたのかどうか確認ができてませんが、非常にこういう、みんな子育てママなので、食に対しての意識というのは相当高い方々なので、そういった方々からじかに話を聞くというのは大事なことだと思っているので、いろいろ勉強はさせていただいているのですけれども、棚原委員が指摘するような、研究所とかあるいは大学とか、行って調べたものではないのですけれども、お話を話づてで聞いて、こういうふうな今状況ですよというような御指摘だったので、私も賛同したということです。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の請願第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんのでさよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後1時53分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

【議題】

陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

○伊佐文貴 委員長 次に、陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

(事務局朗読)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今回、この陳情で出てきているのは、今未就学までがペナルティーは廃止されております。実は、手前みそで申し訳ないけれども、公明党の山口那津男代表が2015年2月の参議院の本会議で、ペナルティーは見直すべきと訴えたところから、政府は動き始めました。2018年、3年後ぐらいかな、2年後ぐらい検討して3年後、なぜペナルティーを厚生労働省、国は設けているのですか、説明をお願いします。その根拠、ペナルティーを課す根拠を御説明いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの岸本委員の御質疑にお答えいたします。やはり無償化すると、保護者の負担がなくなるので、その分医療を受診しやすくなるということで、必要以上に受診して医療費が高騰するという懸念から、国としてはペナルティーを設けることで抑制するという狙いがあるものと考えております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 国がおかしいのは、未就学まではペナルティーを課さない。それ以降は、課していますよね。今、この陳情者の方なのですが、南風原町はペナルティーあっても現物給付やるということでやっていますけれども、そういうことをなくすべきだと、異次元の何とかって言っているのだから、おかしいよねということだと思っております。

ここで、実は、あのときは市民経済部まで所管が入っているときに、当時の仲宗根清辰福祉部次長がいつもここに来て、国保であるとか、大概、あの当時は次長が全部答えております。課長は補佐で来て、最近では課長が答えるようになってはいますが、専門性が出てきたのかなというふうには思うのです。そのときに、こども医療費、あの頃は、要するに現物給付やるとペナルティーがあったわけです。宜野湾市は3歳までとか、それから5歳までとか、ちょっと徐々に増えていったのですけれども、未就学児になったのは2018年ですから、それまでは現物給付やるとペナルティーがあるので、大概国保でいうと、あの当時5,000万円のペナルティーでマイナスがあるから、現物給付はできませんって、その当時の部長は呉屋正徳部長という人がいましたけれども、できませんってすぐ答弁で言っていました。

それで、全国調べましたら、長野県と、それから奈良県と鹿児島県、このペナルティーをかいくぐるための自動償還払い、委任払い、名前は違いますが、そして、長野県とかほかの県もやってはいるのですけれども、1レセプト当たり200円の手数料を差し引いて返すのです。償還払いをしておりました。これが唯一、いわゆる診療、受診しやすい方向ということになりまして、これがあまりにも広がり過ぎたのですよ

ね。実は、このペナルティーあったのだけれども、それをかいくぐるための自動償還払いというのは、この宜野湾市から始まったのです。中部医師会の班が、宜野湾市内の小児科で受診したら償還払いで、すぐ1か月後ぐらいには戻ってきますよと、1回の手続で済みますよということが実はここ宜野湾市から始まったのです。伊波洋一市長のときです。出来上がったのは。

それで、今でも県は、1年生から中学3年生までの、ここはあれですよ、自動償還払いですよ。宜野湾市そうやっていますよね。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 中学生までは現物給付で対応しております。

○岸本一徳 委員 現物給付。現物給付になっている。ああ、そう。ペナルティーは受けているわけですか。

○こども政策担当次長 受けています。

○岸本一徳 委員 ああ、そうなのだ。認識がちょっと違っていた。要は、そうするとどのぐらいのペナルティーですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。ペナルティーの額なのですけれども、令和4年度から、沖縄県全体で医療費助成が中学校まで現物給付になりましたので、ペナルティーが発生してしておりますが、令和4年度の実績としましては、3月から10月診療分の実績、8か月分なのですけれども、この分でペナルティーの額は282万9,155円となっております。ただ、この半分、半額は県のほうが補助金として補填するというふうになっておりますので、今は宜野湾市の持ち出しにつきましては、約140万円余りということになります。

○岸本一徳 委員 分かりました。未就学のときのペナルティーは、たしかあのとき試算は5,000万円ぐらいでした。5,000万円も売上げ少なくなるから、現物給付ができませんという当局の答弁でしたので、そういう流れが今あるのだということで、これについては当局も早くペナルティー、国が廃止してくれたらいいなとそういう思いがあるというふうを受け取っておきたいというふうに思っております。

そこで、国はもう高校3年生ぐらいまで、やっぱり児童手当も含めて考えているのですから、医療費もそこまで持っていく必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、そうするとまた皆さんはその財源が大変ではないのかなというふうに思ったりもしているのですけれども、高3までというのは、実現可能ですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 高校生までの医療費無料化、現物給付化は、以前よりちょっと提言とかがございました。それで、まずその当時は、小学校、未就学児までの現物給付でしたので、まずは中学生までは延ばしていきたいという声がありましたので、それとあと、また県全体を挙げて中学生までの医療費無償化、現物給付になりましたので、それを結果を踏まえた形で、また18歳までは考えていきたいというふうに以前から申しておりましたので、一番やっぱりペナルティーのほうが悪念事項でしたので、これが国でもしペナルティーが撤廃されるのであれば、県のほうとしても進めやすくなりますし、また私たちのほうも県の補助も受けてやる形になると思いますので、システム改修も含めて多分今までの傾向では、補助金いただいておりますので、これがもし決まれば無料化の制度に加速していくかと思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。これで終わりますけれども、香月課長、さっきのペナルティーのいわゆる持ち出し分、県、市の少し資料としていただけたらと思いますけれども、大丈夫ですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 先ほどの説明を少し補足させていただきますと、先ほどの市の持ち出し140万円余りと言いましたのは、国庫負担金の中の療養給付費等負担金に当たります。そして、もう一つ、普通調整交付金というものがあまして、その補助金のほうからも実際に減額されているのですけれども、現在、平成30年度から、国保が都道府県単位化しておりますので、個別に算定してペナルティーの額を返還することができない事情もありまして、普通調整交付金については県全体として減額を受けているような状況となっております。目に見えない形での負担はあるということになります。

先ほどおっしゃった資料は提供してまいりたいと思います。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 参考までにちょっと教えていただきたいと思うのだけれども、資料の中の14ページ、これですけれども、本田孝也さんという方の書いたものがある。上段の4行目のところに、医療費助成制度が拡充したからといって、安易な受診、コンビニ受診が助長されることはなく、結果として医療費が膨張するということはないというふうに意見を断言しているわけですけれども、何年か前のNHKの放送であったのですが、本土のある自治体で実際それをやってみたら、思いのほかやっぱり医療費が上がってしまう。結果的に、市長のそれは公約でもあったらしいのですが、耐えかねて再診受信料を300円徴収することになったということで、市民からブーイングもあるというようなことで報道がありました。

実際、去年から現物給付、4月からですか、やっています。これ全県的にやっているということですが、このデータを見た場合に、実際、医療費というのは、受診が増えて、結果的に医療費が増えた結果を招いているかどうか、県内において、あるいは本市において、それちょっともしデータがあるのだったら御紹介をお願いしたいのですが。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時17分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時17分)

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。こども医療費助成事業で現物給付をした額なのですが、令和3年度にしましては、まだ中学生までの拡充前の数字を申し上げますと、年間で約2.5億円の現物給付をしております。それが、令和4年度、中学校までの現物給付を拡大した後にしましては、まだ粗々なのですが、決算の今集計中なのですけれども、年間で約3.7億円なので、1.2億円程度は増えている状況です。ただ、これが年齢拡大に伴うものなのか、それとも受診が本当に増えているのかということに関しては、まだちょっと詳細に分析をしておりますので、まだこれからですので、今、直ちに申し上げることは難しいですが、医療費の助成した額としては1.2億円程度増えている状況でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 中学生3年間の伸びたということで考えれば、おおよその見当というのはできるのではないですか。1.2億円が、中学生3年間の延長になることによって、このぐらいは想定範囲なのか、あるいは思いのほか増えているというようなことなのかというのは、今、はっきりとしたことは分からないというのは、ここでは理解できるわけですが、これまでこの仕事をやって、大体のところは察しはつくのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 ども政策担当次長。

○ども政策担当次長 先ほど申し上げた金額なのですが、ども医療費助成事業、令和3年度までは経常事業と政策事業がございまして、政策事業のものは、今まで2年分に関しましては、自動償還で1,000円の自己負担を用いてやっておりましたので、この分も含めたものが令和4年度の3.7億円に入っております。それもありますので、そちらのちょっとまた精査と、あと令和3年度まではコロナの影響で受診控えがございました。その影響もありますので、実際に、本当に医療に行きたくて行けなかったのかとか、分析がまたちょっと必要になってきますので、もうちょっと時間がかかります。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっと今、この陳情書をちょっと初めに申し上げ、参考にちょっと教えていただきたいのですが、ども政策担当次長が18歳までの拡充の少しお話をされたと思います。我々宜野湾市は、小学校就学前までの県の補助これプラス政策事業で小学生までに拡充しましたよね。そのときさっき出た1医療機関当たり1,000円の負担金プラスという形でやっていました。

少しお伺いしたいのは、今後、18歳までに医療費助成を拡充した場合の本市においての大体予算、どれぐらいの予算が必要なのかという見積りとか算定をされているのか、今その方向性で考えていきたいという話もしていたのですが、まずその金額的なものはどのようになっているか、少しこれ教えていただきたい。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。高校3年生まで拡大した場合、高校3年間につきましてなのですが、これは去る議会の福祉推進部長のほうから以前答弁があったと思うのですが、3,500万円、高校生の分だけで3,500万円は最低でもかかるということで申し上げたところです。ただ、令和4年度の実績を見まして、再度ちょっと試算をし直してみますと、少し増えておりまして、年間5,300万円程度がかかるのかというところが出ております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この5,300万円の数値というのは、現物給付も入れてペナルティーをしっかりと加算した5,300万円という我々認識でいいのか、それともそれは計算しないで、現物給付という形の捉え方でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。この5,300万円に関しましては、ペナルティーは除きまして、あくまでもども医療費の現物給付の額としてだけでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、では今までの中学生までの現物給付のペナルティー分を負担しているって今言われています。では、それを現物給付してペナルティーした場合に、負担金がプラスアルファは出てくるということですね。また過去に遡って就学前まで県からの補助と、それから政策事業で6年生までの拡充、この拡充した分の予算をどれぐらいで政策事業で単費で補っているですか、教えてください。大体でいいです。県が拡充する場合ですよ。就学前まで無料化されています。1年生から6年生までの間は、単費で宜野湾市の政策事業として、1件当たり1,000円の医療機関の負担、プラスアルファで予算ありましたよね。1,000円を省いてどれぐらいの予算で、この6年生までを補っていましたかということ、なぜかということ、高校生まで拡充した場合の5,300万円と比較したいから。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。県の拡充前ですので、令和3年度の実績によりますと、宜野湾市は単費の部分ということですが、小学生が大体1学年900万円程度の助成額です。なので、5,400万円です。中学生に関しましては……

○山城康弘 委員 いやいや、中学生のはなっていないからいいです。6年生までで。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 僕も大体5,000万円ちょっとぐらいではなかったかなと、あとは1,000円の医療機関の負担が、要するに受益者負担の予算結構大きかったから、5,000万円ちょっとではなかったかなということだったのですけれども、ということは、皆さんその予算を今まで確保してきた。確保してきたということは、今までどおり県が中学校まで上げていただければ、別に高校までは政策事業として3年間の拡充は可能ではないかなというふうに思いますが、次長、見解どうですか。

そうであれば、早急に、宜野湾市だけはしっかりちゃんとやっているよというふうな、要は予算がないとかではなくて、今までこれはつくれた予算でありますから、その辺はどうですかというのをちょっとお伺いしたいなど。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 高校3年生まで対象の給付がなる場合に、現物給付になると、やっぱりそれだけ分増えるのですけれども、今現在、市の単費分を持ち出し、なるべく少なくして、なるべく拡充できるような方向で、県からの補助もありますが、防衛の補助も一部使わせていただいております。それがもし拡充できるようであれば、同じようにそんなに大きくない負担で拡充できて、実施もできていけるかなとは思っているのですけれども、このやっぱり防衛の補助に関しましては、毎年金額とかも変わってくると思いますので、全部が全部充てられるかどうかは、また関係部署と調整してやっていきたいと思っておりますので、多分これ……

○山城康弘 委員 前向きに。

○こども政策担当次長 前向きにやっていきたいなと思っています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、防衛のほうと言ったけれども、この9条が充てられるの。

○こども政策担当次長 はい。

○山城康弘 委員 9条の交付金の中からその医療費助成にですよね。そうであれば、できるだけ、これは政策というのは、やっぱりパイオニアになったほうがインパクトも強いし、市民が喜ぶますから、他市町村の

動向を見てとかいうふうな安易な考え方ではなく、宜野湾市が先駆けて18歳まで助成拡充しましたよということ并希望いたしまして、以上であります。次長、できると思います。

○子ども政策担当次長 関係部署と調整して、前向きに進めたいと思います。

○山城康弘 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第16号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時28分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

【議題】

議案第43号 移動図書館車両購入に係る物品の取得について

議案第44号 宜野湾市民会館施設改修工事(機械設備)請負契約について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第43号 移動図書館車両購入に係る物品の取得について、議案第44号 宜野湾市民会館施設改修工事(機械設備)請負契約について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第44号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時32分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時32分)

【議題】

請願第 1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

請願第 3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願

- 請願第 4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願
- 請願第 5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願
- 陳情第 1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情
- 陳情第 5号 母子生活支援施設設置について
- 陳情第 7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第 8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情
- 陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願、請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願、請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願、請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情、陳情第5号 母子生活支援施設設置について、陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情、陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情、以上9件を一括して議題といたします。

本9件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後2時35分)